



長崎市都市計画 マスタープラン 概要版

平成 28 年 12 月改訂
長崎市

長崎市都市計画 マスタープラン 概要版

※詳細については、本編（市ホームページに掲載）
をご覧ください。



<目 次>

序章 長崎市都市計画マスタープランについて	P1
1 改訂の背景と目的	P1
2 位置付け	P2
3 目標年次	P3
4 対象区域	P3
5 改訂体制	P4
6 計画の構成	P5
第1章 現況分析	P6
1 都市づくりの主要課題	P6
（1）「長崎の魅力」の更なる向上	P6
（2）「集約（まとまり）」と「連携（つながり）」で支えあう都市構造の実現	P6
（3）「長崎にあった暮らしやすさ」の確保	P6
2 現状分析、市民意向、都市づくりの主要課題	P7
第2章 全体構想	P8
1 将来の都市像	P8
（1）長崎市第四次総合計画	P8
（2）本計画との関連	P9
2 将来人口	P10
3 将来都市構造	P11
（1）都市構造の基本的な考え方	P11
（2）都市計画マスタープランにおける都市構造の定義	P12
（3）将来都市構造図	P13
（4）『ネットワーク型コンパクトシティ長崎』（集約連携型の都市構造）のイメージ	P14
4 都市づくりの方針	P15
（1）土地利用の方針	P15
（2）市街地の方針	P15
（3）道路・交通の方針	P15
（4）公園緑地の方針	P16
（5）上下水道、河川の方針	P16
（6）その他都市施設等の方針	P16
（7）都市環境の方針	P17
（8）都市景観形成の方針	P17
（9）都市防災の方針	P17
第3章 地域別構想	P18
1 地域別構想の役割	P18
2 地域別構想策定の視点	P18
（1）中央地域	P19

(2) 東部地域.....	P20
(3) 南部地域.....	P21
(4) 北部地域.....	P22

第4章 地区別構想..... P23

1 地区別構想の役割.....	P23
2 地区別構想.....	P23

【中央地域】

(1) 中央東部地区.....	P25
(2) 中央西部地区.....	P26
(3) 中央南部地区.....	P27
(4) 中央北部地区.....	P28
(5) 式見地区.....	P29
(6) 福田地区.....	P30
(7) 小榑地区.....	P31
(8) 小ヶ倉地区.....	P32
(9) 茂木地区.....	P33
(10) 高島地区.....	P34

【東部地域】

(11) 東長崎地区.....	P35
(12) 日見地区.....	P36

【南部地域】

(13) 土井首地区.....	P37
(14) 深堀地区.....	P38
(15) 香焼地区.....	P39
(16) 伊王島地区.....	P40
(17) 三和地区.....	P41
(18) 野母崎地区.....	P42

【北部地域】

(19) 西浦上地区.....	P43
(20) 滑石地区.....	P44
(21) 三重地区.....	P45
(22) 琴海地区.....	P46
(23) 外海地区.....	P47

第5章 実現化方策..... P48

1 実現に向けた基本的考え方.....	P48
2 全市的な都市づくりと地区レベルのまちづくりの考え方.....	P49
3 都市づくりのための行政の体制づくり.....	P49
4 地区のまちづくりの推進方策.....	P50
5 重点推進プログラム.....	P52
6 都市計画マスタープランの進行管理と柔軟な見直し.....	P53

序章 長崎市都市計画マスタープランについて

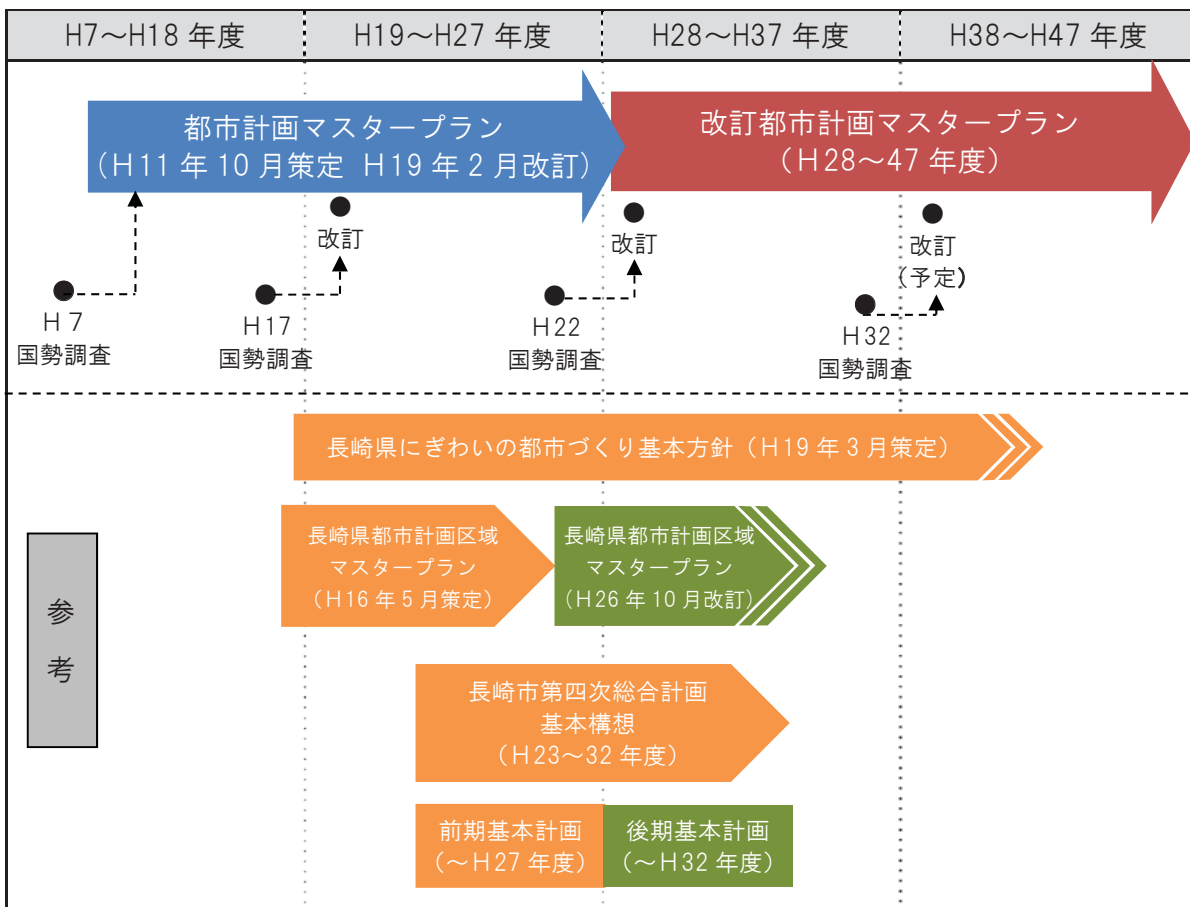
1 改訂の背景と目的

長崎市は、平成 11 年 10 月に都市計画マスタープランを策定しました。その後、平成 17 年 1 月の 7 市町（旧長崎市、旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町、旧三和町）、平成 18 年 1 月の 2 市町（旧長崎市と旧琴海町）の合併に伴い、新たな都市づくりの見直しと、平成 18 年の「まちづくり三法（都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法）」の改正を踏まえ、平成 19 年 2 月に改訂しました。

今回、計画達成の目標年次である平成 27 年（基準年次は平成 7 年、中間年次は平成 17 年）を迎えました。また、平成 23 年 3 月に策定した長崎市第四次総合計画は、後半 5 年間の計画期間とする後期基本計画が平成 28 年度からスタートするとともに、長崎市に関連する都市計画区域マスタープランが平成 26 年度に改訂されたことなどから計画の見直しが必要となりました。

そこで、長崎市では、今後、本格化する人口減少社会、少子化、高齢化の進行など、社会経済情勢の変化に的確に対応していくとともに、平成 19 年 2 月の都市計画マスタープラン改訂後に策定された「長崎県にぎわいの都市づくり基本方針（平成 19 年策定）」をはじめ、毎年更新される長崎市重点化方針、市の分野別計画との整合や、市民意見の反映を図りつつ、今後 20 年間の都市づくりの方向を明らかにするため、長崎市都市計画マスタープランの改訂を行いました。

◎都市計画マスタープラン策定の経過

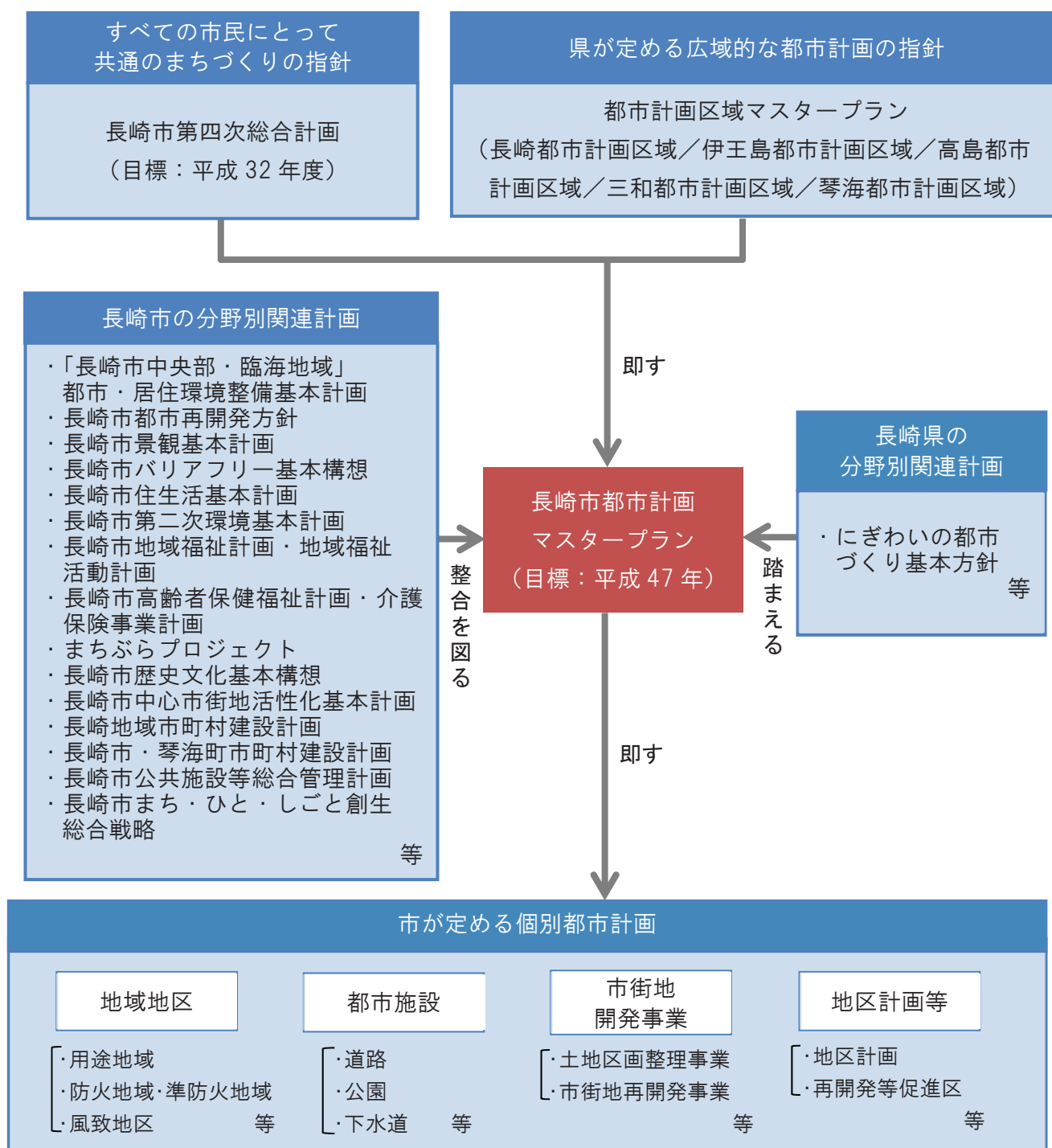


2 位置付け

長崎市の都市づくりの上位計画としては、「第四次総合計画」と、長崎県が策定する「都市計画区域マスタープラン」（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）があります。「長崎市都市計画マスタープラン」はこれらの計画に即すとともに、長崎市や長崎県の関連計画等との整合を図りながら、将来の都市づくりの方針を明らかにするものです。

また、土地利用、道路・公園等の都市施設の配置、市街地の整備・改善など個別の都市計画は、「長崎市都市計画マスタープラン」に即し定めることになります。

◎都市計画マスタープランの位置付け



3 目標年次

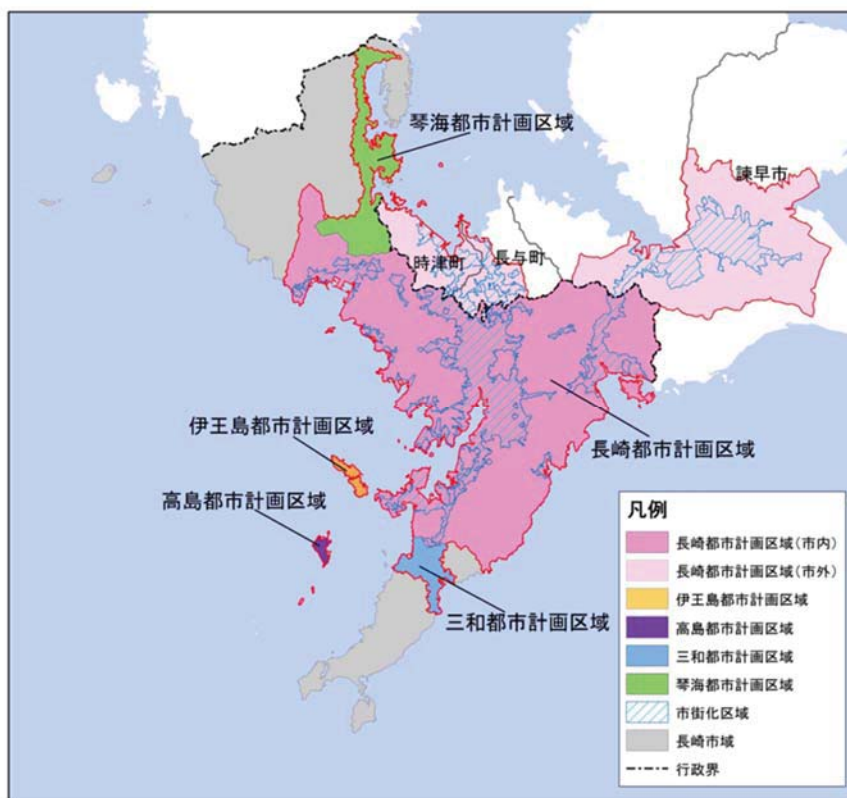
平成 28（2016）年度から 20 年後の平成 47（2035）年度までを計画期間とし、中間年次の平成 37（2025）年度に見直しを行うことを基本とします。

4 対象区域

長崎市の行政区域を対象とします。

なお、都市計画法上、都市計画を定めうる範囲は、原則として長崎市の都市計画区域内ですが、広域の視点を持ちながら、都市計画制度によらない取り組みを含めて総合的に都市づくりを進めていくことが重要であることを踏まえ、対象区域を設定します。

◎都市計画区域図



各都市計画区域の主な内容

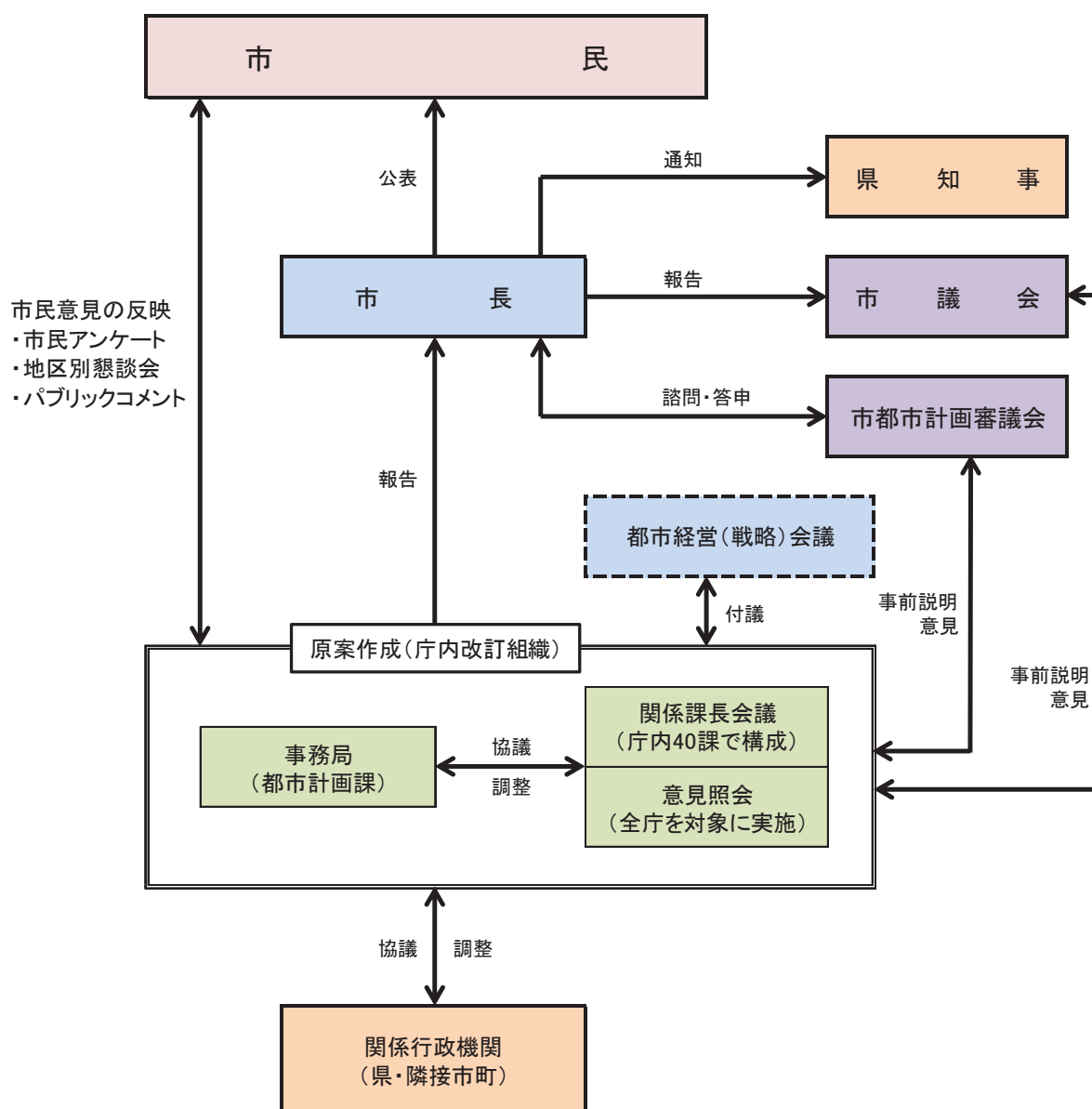
都市計画 の名称	面積 (ha)	市街化区域 (ha)	市街化調整 区域(ha)	人口(人) (H22国調)	区域区分	用途地域
長崎	24,606	6,268	18,338	408,397	○	○
伊王島	226	—	—	715	×	×
高島	134	—	—	498	×	×
三和	821	—	—	10,868	×	×
琴海	2,454	—	—	10,678	×	×
合計	28,241	6,268	18,338	431,156	—	—
行政区域	40,581	6,268	18,338	443,766	—	—

※ 長崎都市計画の各数値は、長崎市分のみ表示（諫早市、時津町、長与町を除く）

※ 面積は、H26.10.1 現在（国土地理院）

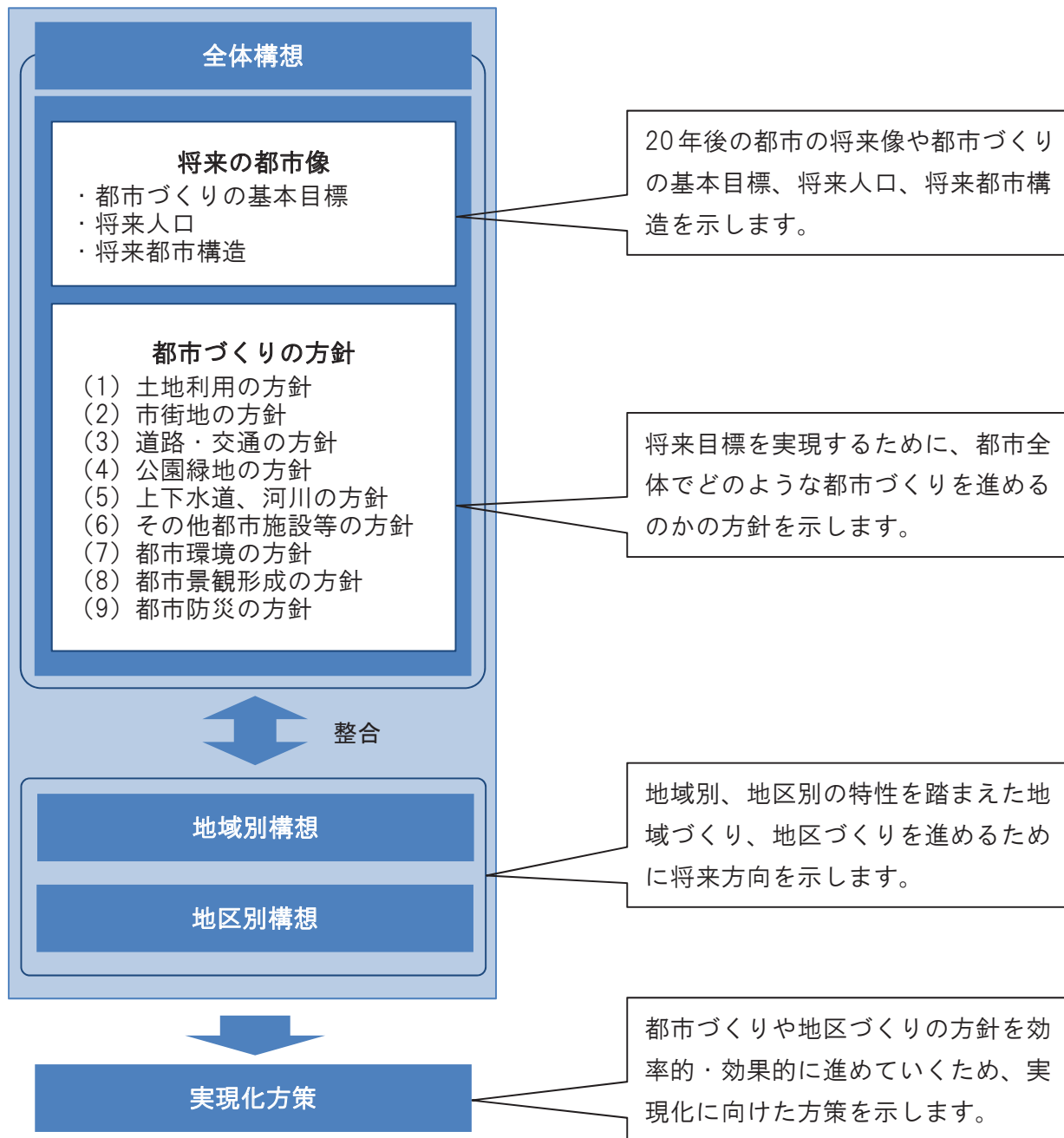
※ 長崎都市計画（長崎市分）の市街化区域内人口 392,063 人、市街化調整区域人口 16,334 人

改訂においては、広く意見を聞くため、市民アンケートを実施するとともに、関係部局により構成する庁内改訂組織で協議・調整を行いながら作成した素案について、市議会や都市計画審議会、地区別懇談会、パブリックコメントなどご意見をいただきながら、改訂を進めました。



6 計画の構成

都市計画マスタープランは、市全体の都市づくりの方向性を示す「全体構想」と地域や地区の方向性を示す「地域別構想」及び「地区別構想」、その「実現化方策」から構成されます。



第1章 現況分析

1 都市づくりの主要課題

現況分析や市民意向を踏まえた今後の都市づくりにおいては、大きく3つの課題に整理することができます。今後、これらの課題に対応しながら、人口減少や超高齢社会における持続可能な都市の発展に取り組んでいく必要があります。

(1) 「長崎の魅力」の更なる向上

長崎市は歴史につちかわれた特色ある文化を有し、世界的に価値の高い歴史文化遺産が数多く分布しています。また、平地が少ない特有の地形から斜面市街地が形成され、水と緑と一体となった大景観は、世界新三大夜景にも選定されています。

こうした長崎の資源に磨きをかけることにより、都市の個性と魅力をさらに高め、観光・交流を促進していく必要があります。

(2) 「集約（まとまり）」と「連携（つながり）」で支えあう都市構造の実現

長崎市では、人口減少や少子化・高齢化が続いており、今後もその傾向が続くことが予想されています。特に郊外の市街地や集落、島しょ部では、人口減少・高齢化の著しい進行が見込まれており、こうした人口が減少している地区においては、買い物などの生活サービスや地域コミュニティなどの低下が懸念されます。中心市街地では、商業・業務機能の低下がみられ、徐々に賑わいを失いつつあります。周辺部では、郊外の宅地開発などにより、自然緑地の減少が進んできました。

こうした状況において、市民の生活サービスや地域コミュニティ等を維持するためには、中心市街地の活性化の取り組みとともに、各地区の中心部での都市機能の集積を強化し、また、各地区が公共交通などにより連携し、お互いに支え合える集約連携型の都市構造の実現を目指す必要があります。

(3) 「長崎にあった暮らしやすさ」の確保

長崎市においては、既成市街地の約7割が斜面地で、採光や景観が良いなど、斜面都市としての魅力をもちながら、木造住宅が密集し公共空地や都市基盤が不足しており、特に防災上の問題が顕在化しています。

また、古くからの既成市街地（まちなか）では、建物などの更新に伴い、地域の特色あるまちなみが失われつつあります。

このため、地域住民の協力を得ながら、密集市街地における都市基盤の確保、特色あるまちなみの形成、みどりの創出に努め、定住基盤となる生活環境や都市環境の質的向上に努める必要があります。

現況分析

《人口》

- ・人口は減少が続いており、世帯数も将来的に減少に転じる見込み
- ・高齢化率は増加が続けるが、高齢者数も平成 37 年以降は減少の見込み
- ・若い世代の流出が多い
- ・転出超過数は全国市町村のうち 3 番目、流出先は福岡や首都圏近郊が中心

《雇用》

- ・雇用情勢は改善傾向だが、有効求人倍率は全国平均よりも低い
- ・雇用最低賃金の引き上げはあるが、全国的には低い水準
- ・長崎県の平均給与額は低水準

《経済及び産業》

- ・長崎市は県内総生産額の約 1/3 を占める県内経済の中心地
- ・第 1 次・第 2 次産業が少なく、第 3 次産業が多い構造
- ・農家数、漁業従事者とも減少傾向
- ・製造業の事業所数や従業者数、製造品出荷額等は減少傾向
- ・大規模小売店舗の出店で売場面積は増加傾向にあったが近年は減少、年間販売額、従業者数、事務所数も減少
- ・商店街の歩行者通行量は長期的に減少傾向
- ・夜景観光の魅力向上により、観光客数は増加傾向

《土地利用及び市街地》

- ・地形的制約から都市的土地利用は約 22%
- ・中心部は人口増加、その他地区は人口減少、高齢化
- ・まちなかの人口が増加傾向、斜面市街地では人口減少や少子化・高齢化が進行
- ・市内の住宅数は充足、空き家戸数、空き家率とも増加傾向

《道路・公共交通》

- ・乗合バス利用率が高い長崎市
- ・公共交通機関の利用者は減少
- ・公共交通網は他都市に比べ充実
- ・依然として多い自動車交通の道路需要
- ・高速道路の通行量は増加傾向、長崎バイパスは減少傾向
- ・長崎市内の道路延長は着実に増加

《公園・緑地》

- ・緑の現況量（充足率）は横ばいで推移
- ・都市公園面積は徐々に増加、市街化区域内では少ない

《上下水道》

- ・上水道の年間給水量の減少傾向と維持・管理する多くの施設
- ・下水道の普及促進と維持・管理する多くの施設

《河川》

- ・親水機能を高めた水辺環境の整備を推進

《都市環境》

- ・風致地区に市内 14 地区（2079.3ha）を指定
- ・長崎市の気温は上昇傾向
- ・レッドリストには希少動植物 498 種を掲載

《都市景観》

- ・景観形成重点地区に市内 7 地区を指定

《都市防災》

- ・土砂災害警戒区域を順次指定中
- ・防火地域は約 94ha、準防火地域は約 2,626ha を指定

《財政》

- ・厳しい財政状況が続く

《公共施設マネジメント》

- ・公共施設の建替えや改修にかかる費用が増大

市民意向（アンケート）

○長崎市が住みやすいまちであるか・・・

「住みやすい」、「どちらかといえば住みやすい」の合計が 78%

○最近長崎市から住み替えることを考えたことがあるか・・・

「まったく考えていない」が 68%

○長崎市から住み替える考えた理由は・・・

- 1 位 賃金が安いなど働きたい条件にあう仕事がない
- 2 位 家賃や住宅購入費用が高い
- 3 位 希望にあう仕事（職種）がない

○今後のまちづくりにおいて重点をおくべきことは・・・

- 1 位 安全・安心で快適な住環境を確保するまちづくり
- 2 位 働く環境が整ったまちづくり
- 3 位 自然や景観、歴史文化を守り育むまちづくり

○今後、市街地において必要な取り組みは・・・

- 1 位 身近な地区の中心部で日常生活に便利なサービスの提供や居住を誘導する
- 2 位 比較的広い空地を有効活用する
- 3 位 企業立地などを促進する

○中心市街地は活気があると思いますか・・・

「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」の合計が 58%

○今後、住宅地において必要な取り組みは・・・

- 1 位 高齢者などが住みやすい住宅のリフォームの指導や支援
- 2 位 斜面住宅地などの空き家対策
- 3 位 無秩序な住宅開発の抑制

○今後、地区内の道路・交通に必要な取り組みは・・・

- 1 位 身近に利用する道路の整備・拡幅
- 2 位 バスや電車などの公共交通の便数や路線の充実
- 3 位 歩道のバリアフリー化

○今後、地区内の環境に必要な取り組みは・・・

- 1 位 環境に配慮した道路や河川などの整備
- 2 位 無秩序な開発の防止
- 3 位 公共交通機関の利用促進（自家用車の過度な利用の抑制など）

○今後、地区内の中心部に必要な施設は・・・

- 1 位 日常生活に必要な店舗・コンビニなど
- 2 位 病院や診療所
- 3 位 銀行や郵便局

○今後、地区内の公共施設に必要な取り組みは・・・

- 1 位 自然の広場や遊歩道など
- 2 位 行政サービスを提供する支所、行政センターなど
- 3 位 地域コミュニティの中心となる公民館

○地区内で日用品を購入する割合

中央西部、式見、川平、外海、茂木、香焼、野母崎、伊王島、高島では 5 割を下回る

○地域の生活環境で改善してもらいたい点や不満な点は・・・

- 1 位 バスの便数や路線
- 2 位 商店街の活気
- 3 位 交通事故の危険性

○地域を将来どのようなまちにしたいか

- 1 位 障害者や高齢者にやさしいまち
- 2 位 子供が安心して育てられるまち
- 3 位 犯罪の少ないまち

都市づくりの主要課題

1

「長崎の魅力」の更なる向上

- ①歴史につちかわれた特色ある文化を持つ長崎
- ②恵まれた豊かな自然環境の保全と活用

2

「集約（まとまり）」と「連携（つながり）」で支えあう都市構造の実現

- ①人口減少と少子化・高齢化への対応
- ②中心市街地における賑わいの創出
- ③無秩序な市街地の拡大抑制と環境に配慮した雇用の場の創出

3

「長崎にあった暮らしやすさ」の確保

- ①斜面市街地等における居住環境の向上
- ②地域の特色ある景観の保全と創出
- ③長崎ならではの優れた公共交通ネットワークの維持

第2章 全体構想

1 将来の都市像

(1) 長崎市第四次総合計画

長崎市第四次総合計画（以下「総合計画」という。）では、まちづくりにかかわるすべての人々が、希望をもって、ともに取り組むために共有する「将来の都市像」を掲げ、その実現に向けた基本的な姿勢や道筋を示しています。

<総合計画における将来の都市像>

個性輝く世界都市 希望あふれる人間都市

【世界都市とは】

平和、交流、産業等を通して長崎ならではの価値を世界へ向けて発信するとともに、長崎にしかできない役割を果たし、世界に貢献することで、「世界の長崎」としてキラリと光る存在感のある都市の姿

【人間都市とは】

人間性が尊重され、お互いの個性を認め合い、他者を思いやり支え合いながら、子どもから高齢者までだれもがライフステージに応じて豊かでいきいきと暮らせる都市の姿



<将来の都市像を実現するためのまちづくりの基本姿勢>

つながりと創造で新しい長崎へ

市民、企業、行政等がお互いにつながることで、まち全体がネットワーク化し、文化や産業などの長崎がもつ様々な価値を高めながら、世界にも通用する新たな価値や仕組みを創造していくという姿勢でまちづくりを進めます。

(2) 本計画との関連

本計画では、(1)の「将来の都市像」を都市計画の面から実現するため、第1章における現況分析を踏まえて、市民の暮らしの指標となる、

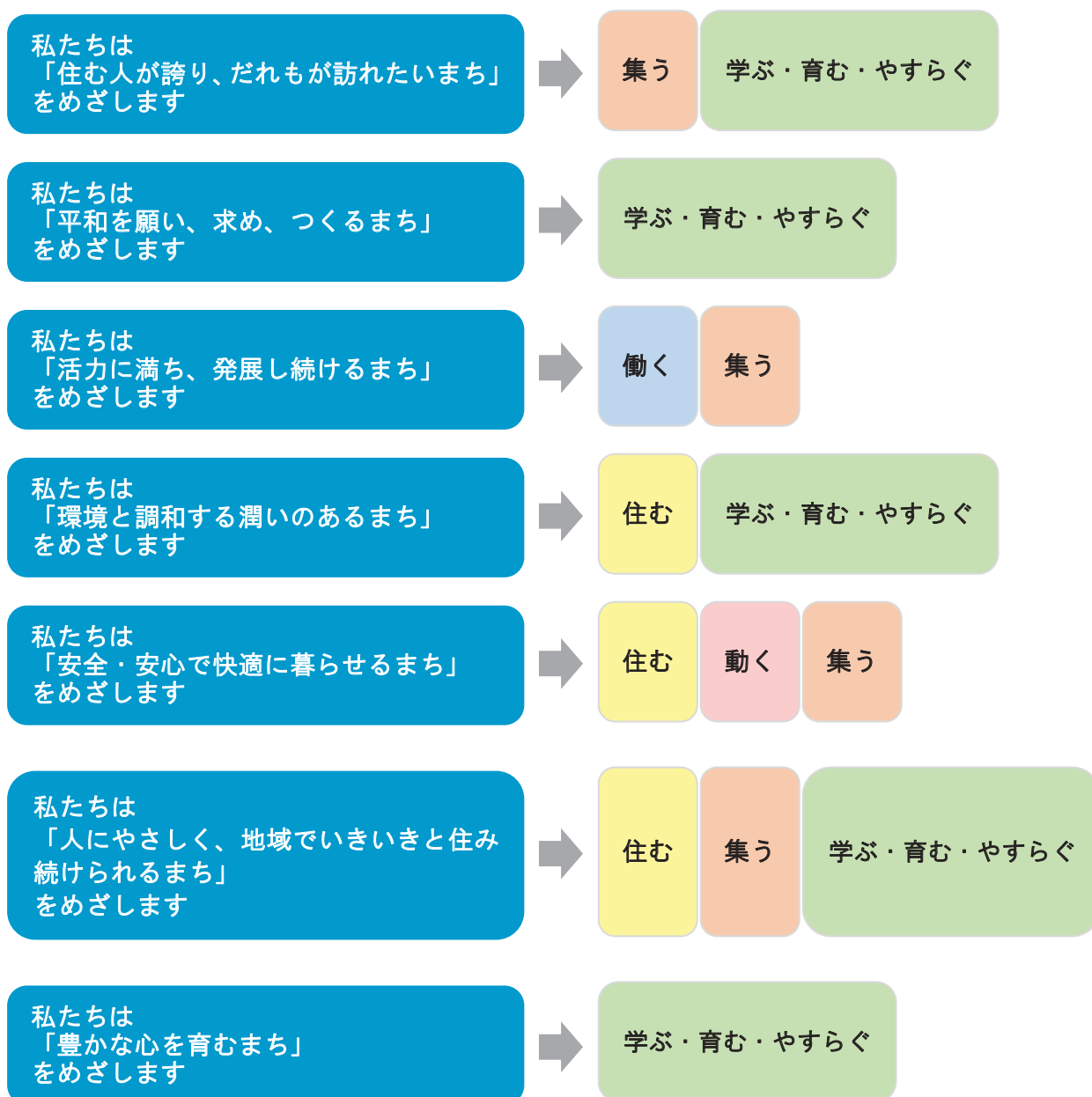
「住む」、「働く」、「動く」、「集う」、「学ぶ・育む・やすらぐ」

という生活像を視点とした都市づくりの指針として定めます。

◎総合計画（重点テーマに沿ったまちづくりの方針）と市民生活像の関係

＜重点テーマに沿ったまちづくりの方針＞

＜市民生活像＞



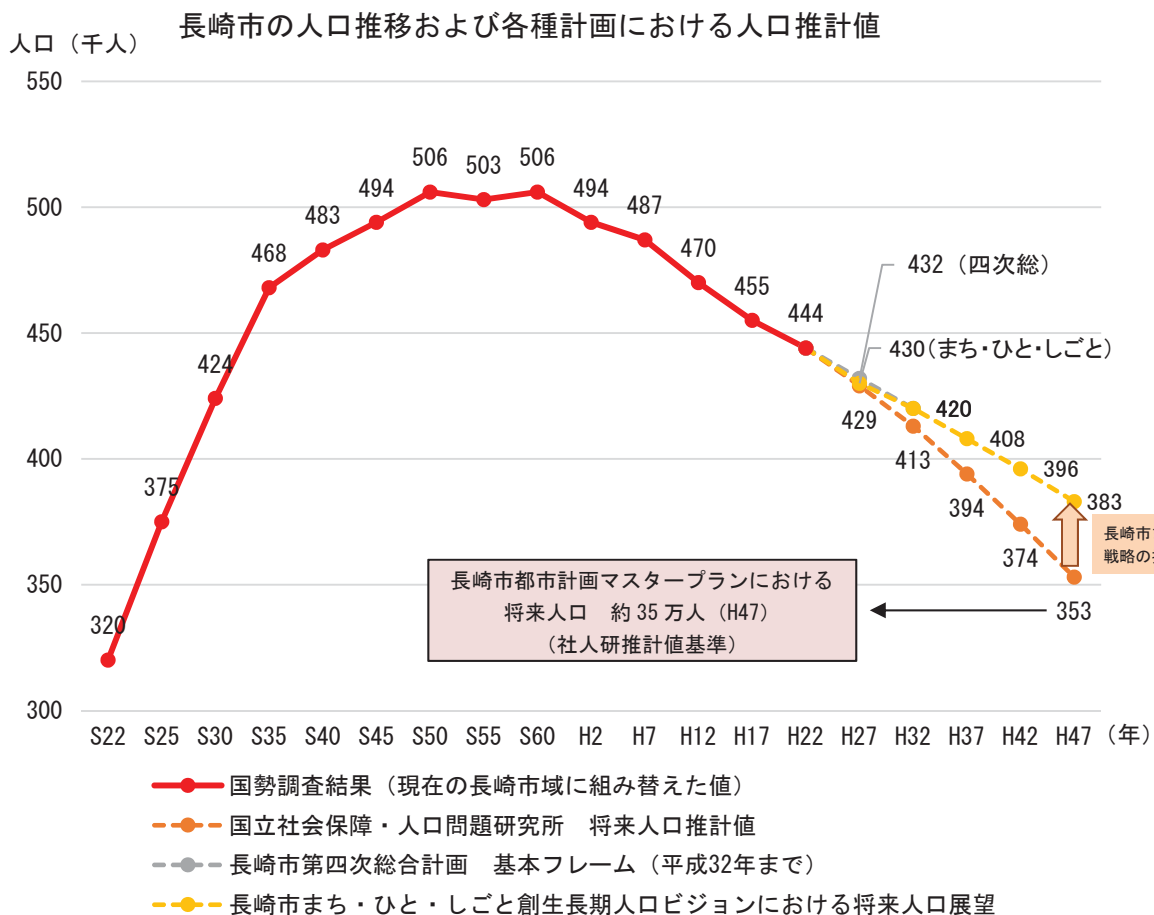
2 将来人口

本計画の目標年次である平成 47(2035)年の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所が平成 25 (2013) 年に公表した「日本の地域別将来推計人口」を基に約 35 万人と想定します。

長崎市まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョンでは、この推計人口を基に、出生率の上昇など人口減少を緩和する施策を盛り込んだ目標人口を設定していますが、本計画においては、想定される人口減少に対して対応できる都市づくりを目指すため、国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計人口を基準とします。

	平成 22 年 (2010 年)	平成 37 年 (2025 年)	平成 47 年 (2035 年)
人口 (人)	443,766	394,361	353,382

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所 (H25.3 推計)



(1) 都市構造の基本的な考え方

人口減少、少子化、高齢化の進行は、地域経済や買い物や公共交通などの市民生活に影響を及ぼすことが予想されることから、今後、経済活動の効率性の向上や地域の活性化、生活サービスの維持向上、環境負荷の低減、健全な行財政の運営等に対応する都市構造を構築していく必要があります。

このため、長崎市では以下のような考え方にに基づき、持続可能な都市構造の実現を目指します。

《考え方》

1 都市機能の集約化

市民の暮らしを支える各種生活サービスの質の確保や投資効率の高い市街地を形成するため、主要な地域に人口規模に応じた医療・福祉・商業・業務等の都市機能を誘導するとともに、地域の中心及びその周辺に居住機能を誘導します。

2 地域をつなぐ公共交通のネットワーク化

多くの都市機能が集まる都心部・都心周辺部・地域拠点における利便性を市内全域に波及できるよう、また、自家用車での移動が困難な高齢者等の移動の確保、環境負荷の低減を図るため、都心部・都心周辺部・地域拠点と生活地区を連携する公共交通ネットワークを形成します。

3 定住・交流人口の受け皿となる都市環境の整備

定住人口の確保に向けた都市計画の適切な見直しや市街地再開発事業などにより、市街地における定住基盤の充実を図るとともに、世界遺産やその候補である構成資産など長崎市が持つ地域資源を最大限に活用し、魅力と価値を高める取り組みによって増加が期待される交流人口の受け入れのための環境整備に努めます。

(2) 都市計画マスタープランにおける都市構造の定義

都市計画マスタープランにおける都市構造の主要な地域では、商業・業務・医療・福祉・行政・教育・文化など、都市機能が集積していることで生活利便性が高く、その周辺で住み、働く人々が、その場所を訪れる人々と交流することで「賑わいの生まれるまち」と位置付けます。

主要な地域が備えるべき要件としては、主に以下の3つの要素が求められます。

①都市機能が集積している

生活利便性が高く、行きやすい場所であること

②公共交通等の利便性がある

交通結節点など誰もが訪れやすい場所であること

③既存の都市基盤が活用できる

厳しい財政状況の中、これまでの公共投資が活かされる場所であること

長崎市は、周辺の町村との合併を繰り返して現在のまちが成り立っており、旧町村の役場などを中心に都市機能が集積されてきました。この歴史的なまちの成り立ちが、長崎の持つ基本的な「まちのかたち」であり、都市構造においても、このことを踏まえる必要があります。

しかしながら、今後、人口の急激な減少と高齢化が進む中でも、安全・安心で快適な生活環境を実現するためには、既存の都市インフラ等の一層の活用により、都市経営コストの縮減を図りながら、経済活動の効率化や地域の活性化を図ることが必要であり、そのためには、コンパクトな都市構造とすることが重要です。

今後の都市づくりにおいては、将来の人口減少と高齢化を見据え、長崎の持つ基本的な「まちのかたち」を踏まえつつ、将来にわたり賑わいと活力を支える3つの主要な地域（「都心部」・「都心周辺部」・「地域拠点」）と「生活地区」を位置付けます。

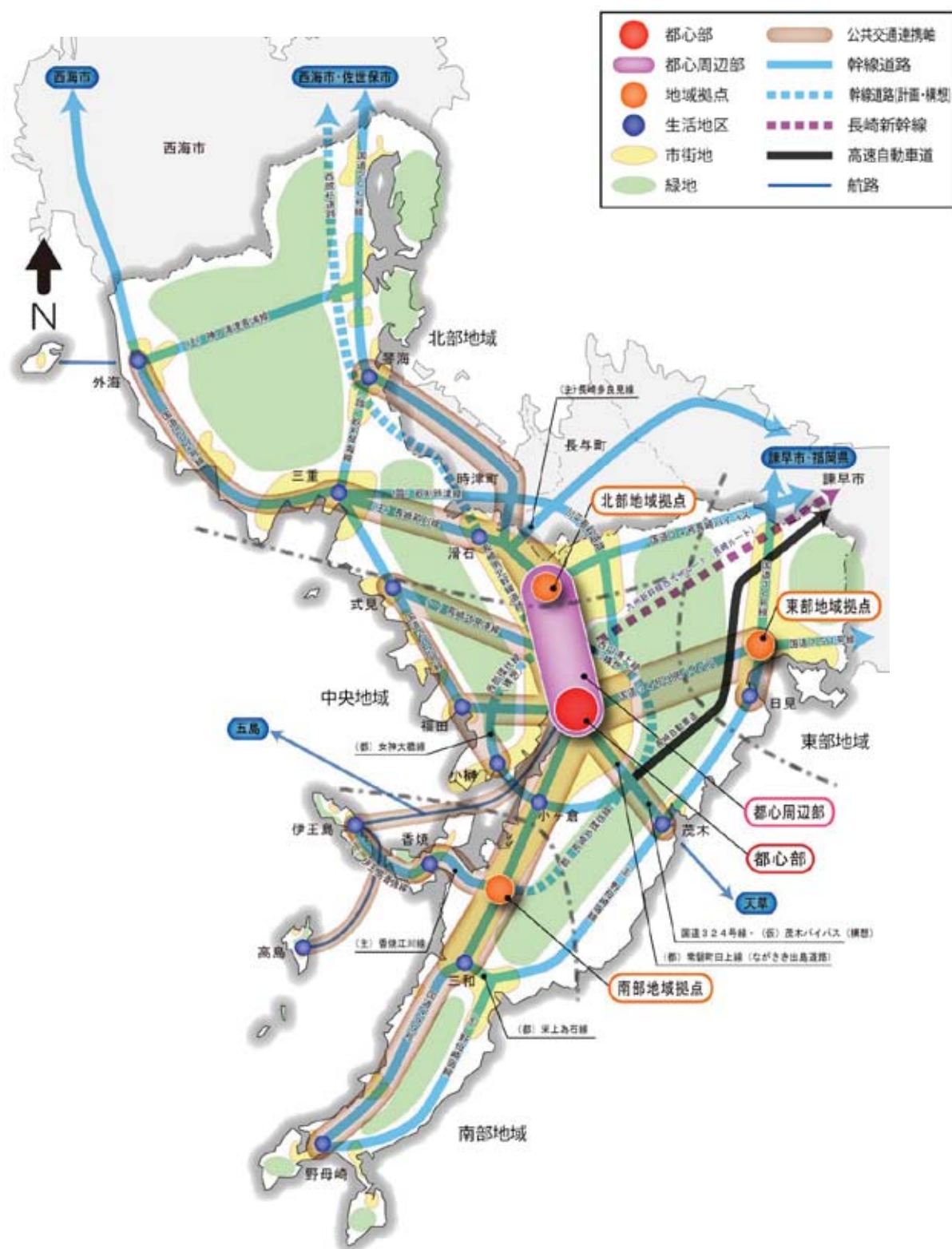
また、3つの主要な地域と生活地区との連携強化を図るため、公共交通や道路、情報などの地域間を結ぶネットワークを形成します。

このように、長崎らしい集約連携型の将来都市構造、『ネットワーク型コンパクトシティ長崎』の実現を目指します。

<地域の分類>

区 分	位 置 付 け
都心部 	高いレベルの商業・業務・行政・福祉などの都市機能が集積し、市全体をけん引する役割を担う地域
都心周辺部 	商業・業務・行政・福祉などの都市機能が集積し、都心部と利便性の高い公共交通で結ばれ、都心部の賑わいと活力を支える地域
地域拠点 	将来的にも都心部・都心周辺部を補完する商業・業務・行政・福祉などのサービスを担うべき地域
生活地区 	地域コミュニティの中心であり、将来的にも公共交通により都心部・都心周辺部・地域拠点との連携を図る地区

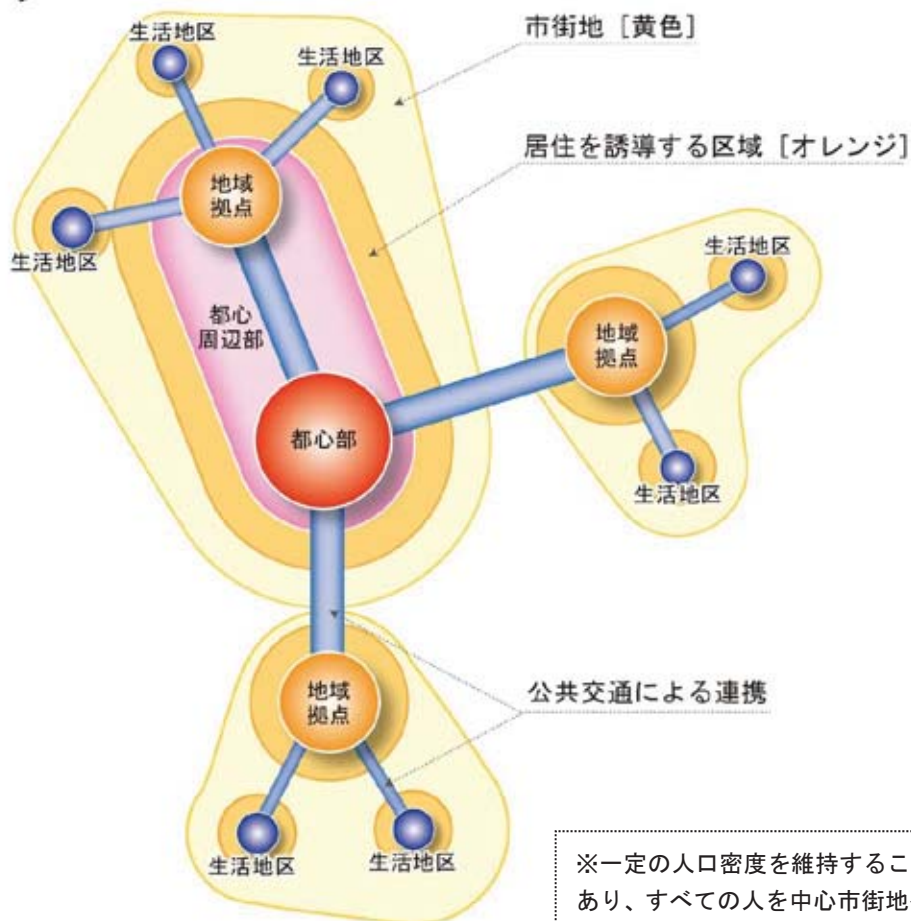
(3) 将来都市構造図



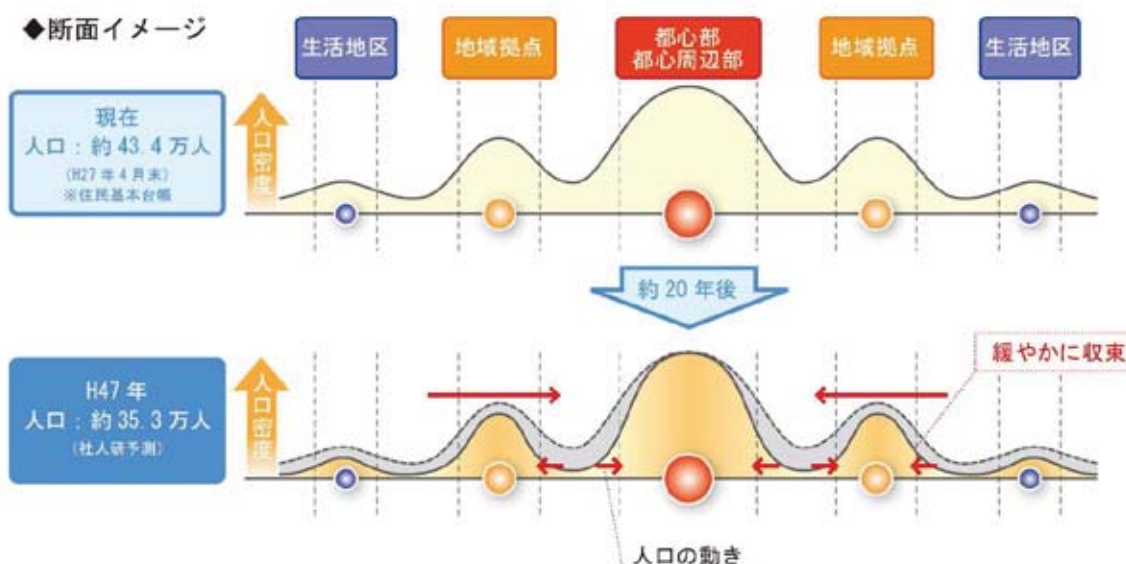
(4) 『ネットワーク型コンパクトシティ長崎』（集約連携型の都市構造）のイメージ

- 今後の人口減少・超高齢社会の進展に備えて、主要な地域に人口規模に応じた医療・福祉・商業・業務等の都市機能を計画的に配置・誘導し、居住を緩やかに集束します。
- 市民がライフスタイルにあわせた住まい方を選択できるよう、都市機能が集まった拠点と周辺の生活地区の間に公共交通等による連携を図ります。

◆平面イメージ



◆断面イメージ



(1) 土地利用の方針

- 土地利用の動向や周辺環境との調和、周辺住民の意向などを総合的に勘案し、必要に応じて適切に主要用途を配置します。
- 無秩序な市街地の拡大・拡散の抑制に努め、市街化調整区域等においては、新たな開発は原則として抑制します。
ただし、市街化調整区域等の本来の性格を踏まえ、農林漁業との健全な調和を図りつつ、総合的なまちづくりの観点から住宅や産業立地などの都市的土地利用が必要と判断される場合は、地域住民との合意形成及び周辺環境と調和を図りながら地区計画等による計画的な土地利用を検討します。
- 人口減少や高齢化の著しい既存集落等で、人口定着やコミュニティ再生などが必要な地区においては、地域住民との合意形成を図りながら、開発許可基準の緩和や地区計画等による土地利用方策を検討します。
- 市内に所在する世界遺産の構成資産やその候補の保護及びそれを取り巻く緩衝地帯の景観の保全とその他の歴史的・文化的遺産、名所旧跡などの保全に十分配慮した土地利用を図ります。

(2) 市街地の方針

- 今後の人口減少や少子化、高齢化に対応し、集約連携型の都市構造（ネットワーク型コンパクトシティ長崎）を目指すため、都心部・都心周辺部・地域拠点及び生活地区に、それぞれの特性に応じた商業・業務、医療・福祉機能等の都市機能を誘導するとともに、これらを公共交通機関、道路、情報通信などでネットワーク化した、人や環境にやさしい市街地を形成します。
- 産業拠点等の市街地では、生産・流通機能等の拡充を図るとともに、市街化調整区域における既存ストック等の活用を検討し、地域経済の安定した成長を目指します。
- 都市拠点機能の強化について、用途地域などの都市計画の適切な見直しや市街地再開発事業等の活用による土地の高度利用と都市機能の更新により、安全で快適な生活環境を確保します。
- 土地区画整理事業等の活用による良好な住宅地等の供給や、既存の住宅ストックの活用により、拠点周辺への居住を誘導します。
- 斜面住宅地では、車みち整備事業等による生活道路の充実や老朽住宅の建替え促進など、安全で快適な住環境の確保を促進します。
- 公的住宅の適正な維持・管理により、安全・安心で快適な居住環境を確保します。また、縮減後等の余剰地については、他用途への活用や売却を図ります。

(3) 道路・交通の方針

- 九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の整備や長崎自動車道の4車線化の促進などにより、国際観光文化都市長崎の発展や地域経済の活性化を図ります。
- 広域幹線道路等の整備や路面電車、バス、航路など、充実した公共交通機関の利用環境の更なる向上により、拠点間の連携強化や移動時間の短縮、環境負荷の少ない都市構造の実現を目指します。

- 都心部・都心周辺部等の拠点市街地では、鉄道の連続立体交差化や快適な道路空間の確保等により、市街地内の交通渋滞の緩和や、歩きやすい歩行空間を確保するなど、誰もが移動しやすい交通環境を形成します。
- 長崎の特徴である坂道での移動の負担を緩和するため、斜面市街地における通行の利便性向上などに努めます。
- 駅、港湾の旅客ターミナルをはじめ、電停やバス停等のバリアフリー化を進めるなど、人にやさしい都市づくりに取り組みます。
- 多くの高齢者や障害者が利用する施設等が集積する「長崎市バリアフリー基本構想」の重点整備地区においては、基本構想に基づき、一体的・面的なバリアフリー化を推進します。

(4) 公園緑地の方針

- 都市施設の集約化と併せた公園の適正配置や長期末着手の都市計画公園・緑地の見直しに取り組みとともに、市民ニーズを踏まえた公園の再整備やバリアフリー化を進めるなど、人口減少、少子化、高齢化等の社会情勢の変化に対応した快適な生活環境づくりに努めます。
- 「公園施設長寿命化計画」等に基づく計画的な更新や維持・管理などの老朽化対策、防犯対策を講じ、公園利用の安全性を確保します。
- 歴史文化、自然的資源を活用した都市公園等の整備により、市のシンボルや観光拠点となる公園を充実し、都市の賑わい等を創出します。
- 斜面住宅地における公園や公共空地の確保、一時的に避難機能を確保するための防災設備の整備など、防災機能を有する公園の充実に努めます。

(5) 上下水道、河川の方針

- 上水道については、時代や環境の変化に的確に対応し、水質基準に適合したおいしい水が、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも適正な料金により、持続的に受け取ることが可能な水道を目指します。
- 下水道については、汚水処理・雨水排除等の基本的機能の適切なマネジメントにより、サービスの安定性や効率性等、質的な向上を図り、さらに資源・エネルギー利用等の多様な取り組み等が可能となる進化する下水道を目指します。
- 河川については、地域との連携により、洪水による災害の防止や適正な利用、流水の正常な機能の維持とともに、潤いのある水辺空間の形成や多様な生物の生息・生育環境の保全に努めます。

(6) その他都市施設等の方針

- 公共施設については、今後、人口減少や少子化、高齢化による厳しい財政状況の下、施設の適正な維持・更新及びその有効活用など無駄をなくす取り組みを徹底していくため、「長崎市公共施設マネジメント基本計画」に基づき、時代の「変化」に対応できる施設へと「進化」させ、次の世代に継承できる持続可能な公共施設への見直しを進め、長崎市の身の丈に合った公共施設への転換を図り、将来にわたる持続可能な行財政運営とともに、施設の計画的な予防保全や長寿命化により、安全性や機能性の向上に努めます。

- 都心部、都心周辺部、地域拠点、生活地区それぞれの役割を踏まえ、公共施設の機能分担とネットワーク化を図り、効率的・効果的なサービスの提供と健全な運営に努めます。
- 教育・文化施設、医療・福祉施設の充実や統廃合による適切な再配置など、施設の安全性や効率性、市民サービス等の充実に努めるとともに、交流拠点施設の整備により、集客交流の向上に努めます。

(7) 都市環境の方針

- 優れた山林や農地などの自然環境や動植物の生息・生育環境を保全するなど、多彩な長崎の自然環境に磨きをかけます。
- 低炭素社会や循環型社会を構築するとともに、公害の防止に努めるなど、環境にやさしい都市づくりを推進します。
- 豊富な歴史文化資産など地域資源に磨きをかけ、地域と一体となって、交流や活力につなげる観光まちづくりを推進します。

(8) 都市景観形成の方針

- 長崎市中央部は、中心部に港を配し、それを取り囲むように広がる斜面市街地で形成されており、海を舞台に、斜面を客席とする劇場型都市が形づくられ、その中には、長崎の個性を生み出す貴重な景観資源が存在しています。また、農山漁村地域のまちなみや自然景観なども長崎市の貴重な景観資源となっています。
- 景観づくりにあたっては、市民や来訪者にやすらぎをもたらすとともに、集約連携型の都市構造の実現を目指すため、景観計画や歴史文化基本構想に基づき、自然的景観、歴史的景観、市街地景観など地域特性を活かした景観の保全や形成を市民協働で推進します。
- 必要に応じて、景観地区や地区計画などの都市計画を活用しながら良好な景観形成に努めていくものとします。

(9) 都市防災の方針

- 長崎市における長崎大水害（昭和 57 年）や東日本大震災（平成 23 年）等の大規模災害を教訓とし、適正な土地利用の誘導などにより、都市の防災性を強化します。
- 防災性が低下している既成市街地等においては、安全な市街地への整備・改善を促進するとともに、人口や都市機能が集積する拠点周辺等においては、市民や来訪者の安全確保と都市機能の確保に努めます。
- 風水害、高潮災害、火災、地震・津波災害、土砂災害等に対する対策を総合的に講じるとともに、避難経路や避難場所等の機能を有する道路・公園等の都市基盤の充実に努めます。
- 市民が防災に対する知識と技能を身につけ、自助、共助の意識をもって行動する地域の防災力や防犯力の向上に努めます。

第3章 地域別構想

1 地域別構想の役割

この章では、『ネットワーク型コンパクトシティ長崎』（「集約連携型」の都市構造）の実現を目指すにあたり、いくつかの地区をまとめた地域を設定し、生活圏を考慮した各地区の連携についての方針を示します。

市域を大きく4つの地域に分け、地域毎に商業や行政、医療、福祉等の市民サービス機能が充実した「地域拠点」と商業等の身近な生活サービス機能を有する「生活地区」を位置付け、できる限り自家用車を利用しなくても日常生活が営めるような地域づくりを進めます。

また、地域特性に十分配慮しながら、歴史、文化等、地域の個性を活かした地域づくりを進めます。

2 地域別構想策定の視点

各地域は、以下の視点を基に地区の日常生活における結びつきや基幹的な公共交通による結びつきを踏まえて設定します。

●人口規模の視点

生活サービス施設（スーパー、ドラッグストア、特別養護老人ホーム、総合病院など）が集客数、利用人数等によって、施設の運営が成り立つ圏域人口は、3万人程度といわれています。（平成26年度 国土交通白書）

都市計画マスタープランの目標年である平成47年には、長崎市の人口が約35万人と、現在の約8割の人口となることが予測されています。地域毎の将来人口として、中央地域は約18万人、北部地域は約10万人、東部地域は約4万人、南部地域は約3万人を見込んでおり、将来的に一定の生活サービス施設の存続を図ることができる地域設定を行います。

●交通の視点

長崎市は、地形的に都心部から東部、南部、北部に都市が広がっており、国道34号（東部）、国道499号（南部）、国道206号・202号等（北部）を基軸にして都市的土地利用が展開しています。

具体的には、この3方向で、現在生活サービス施設や人口の集積があり、周辺の各地区との公共交通の利便性がある場所、分岐点となる場所として、東部は東長崎地区（矢上周辺）、南部は土井首・深堀地区（江川周辺）、北部は西浦上地区（住吉周辺）を地域拠点として生活圏域が形成されています。

また、公共交通については、都心部からそれぞれの地域拠点まで、バスで約30分で到達し、それぞれの地域の圏域内においても、地域拠点から生活地区の中心まで約30分、長くても1時間程度で結ばれており、生活サービス施設の利用などに負担は少ない状況となっています。

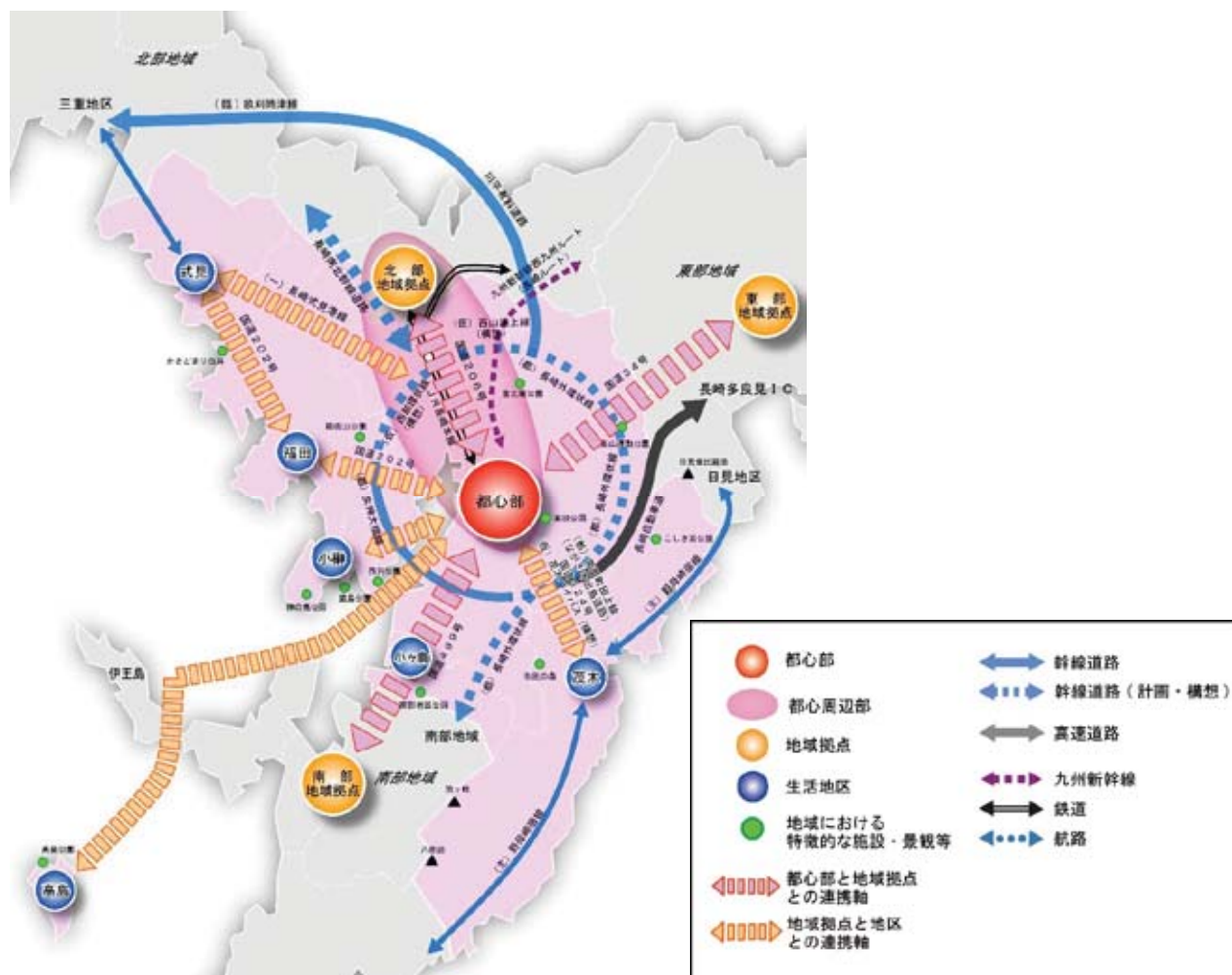
以上の人口規模、交通の視点から、長崎市を中央地域、東部地域、南部地域、北部地域の4地域に区分することとします。

(1) 中央地域

1) 連携の方針

- ①長崎市の玄関口である長崎港・JR 長崎駅周辺、行政と業務機能が集積する国道 34 号沿線（江戸町～馬町）、新大工から浜町を経て大浦に至るまちなか軸を中心とした様々な都市機能が集積した地区を都心部として、長崎市のみならず長崎県の商業・業務・行政・福祉等の高次の中核機能の集積を図ります。
- ②路面電車の沿線周辺は、都心周辺部として都心部の賑わいと活力を支える地域であり、計画的に土地利用の転換、高度化を図るとともに、商業・業務地として位置付け、都市機能の集積を図ります。
- ③中央南部地区の東山手・南山手の観光地周辺は、都心部と連担した商業・業務の集積を図り、観光埠頭は機能を強化するとともに、中央西部地区の造船所を中心とした工業地の環境整備など、長崎港を囲んで都市機能の集積や複合利用を誘導することにより、個性ある景観を有した土地利用を展開します。
- ④放射型の道路ネットワークの整備により、都心部と福田、小湊、小ヶ倉、茂木との連携を図るとともに、環状型の道路ネットワークの整備により、地区間の連携を図り、各地区で不足する都市機能について、都心部・都心周辺部と連携することにより補完を図ります。
- ⑤高島地区との海上交通を円滑に結び、世界遺産の構成資産である高島炭坑（北溪井坑跡）や端島炭坑（軍艦島）を活用した観光・交流ネットワークを構築します。

2) 中央地域連携図

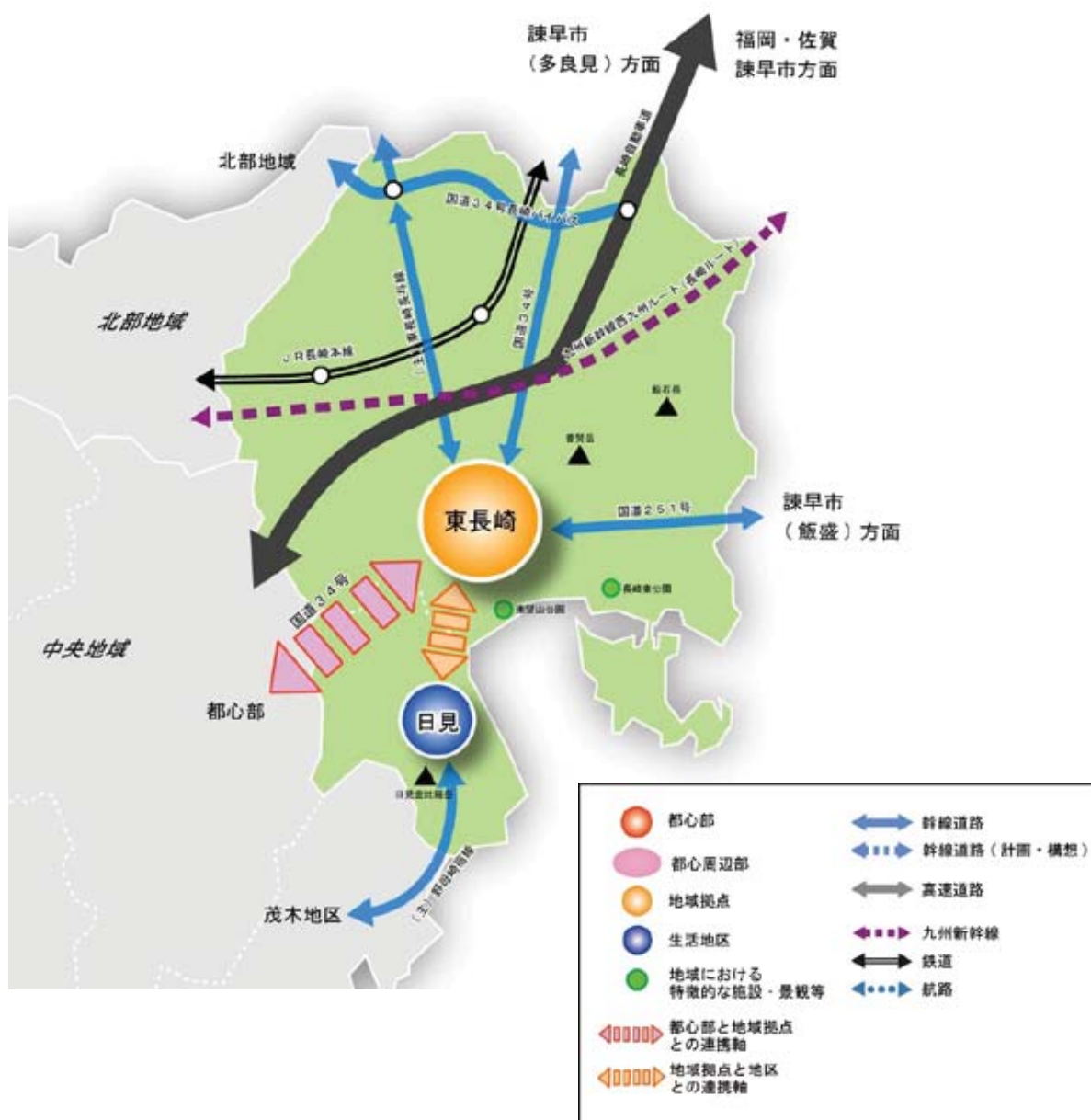


1) 連携の方針

1) 連携の方針

- ①矢上周辺を東部地域拠点と位置付け、地域住民が利用する都市機能の集積を図り、隣接する諫早市の住民の利用も考慮して利便性の高い市街地を形成します。
- ②日見支所周辺では、身近な買い物施設などが集積していますが、大型商業などの不足する都市機能については、東部地域拠点と連携することで補完を図ります。
- ③地域拠点に不足する百貨店などの大規模な商業施設や文化ホールといった高いレベルの都市機能については、都心部で受けられるよう、公共交通等による連携を図ります。
- ④東部地域は、高速道路や鉄道など、広域的な道路・交通ネットワークが充実しており、立地条件を活かした新たな企業の誘致などにより、地域活力の創出を図ります。

2) 東部地域連携図

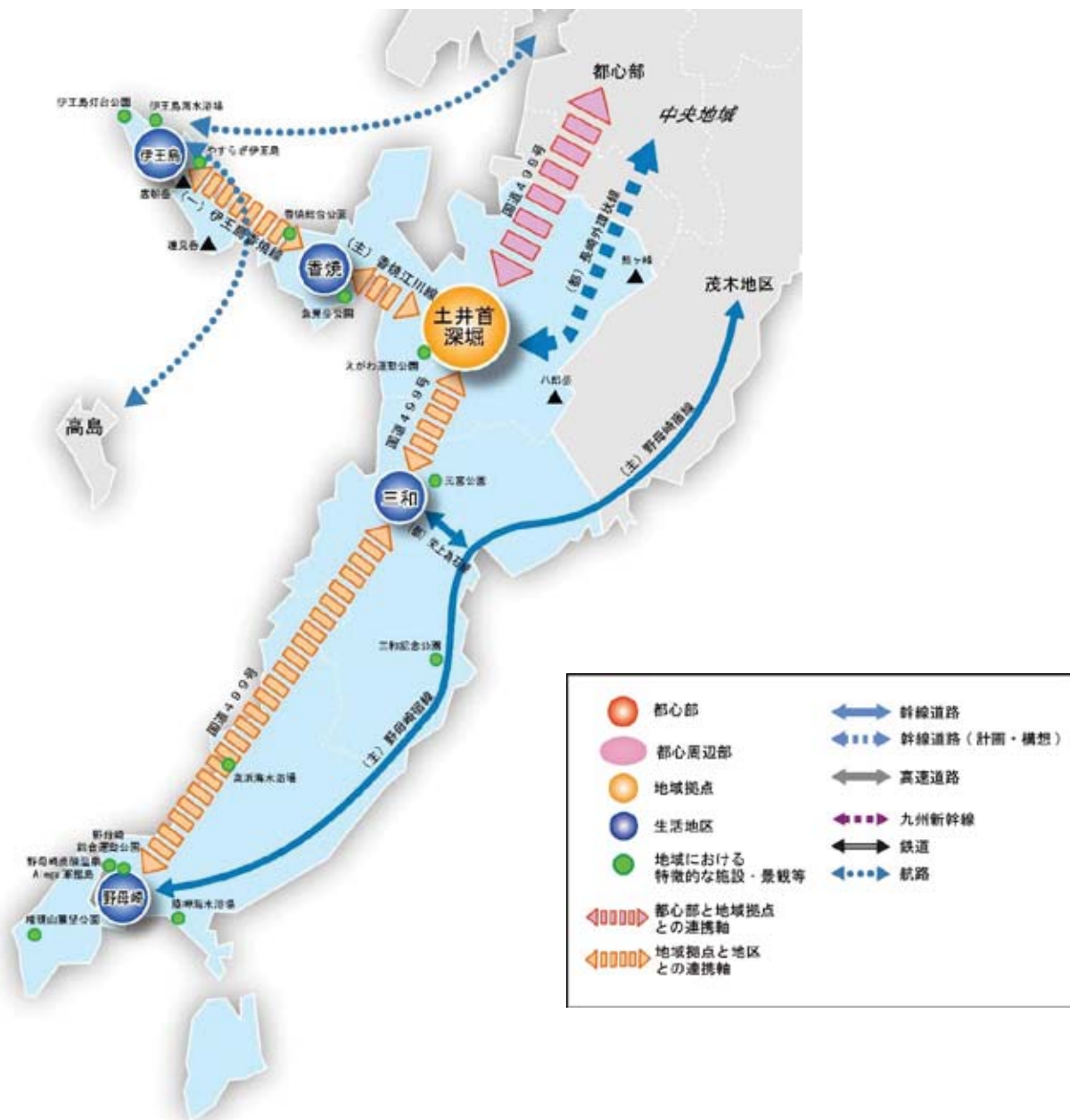


(3) 南部地域

1) 連携の方針

- ①道路・交通ネットワークが結節し、商業や医療等の都市機能が集積する土井首・深堀地区を地域拠点として位置付け、地域住民が利用する都市機能の集積を図ります。
- ②地域拠点と国道 499 号で結ばれる三和・野母崎地区、県道で結ばれる香焼・伊王島地区との道路・交通ネットワークにより、各地区で不足する都市機能について、地域拠点と連携することにより補完を図ります。
- ③地域拠点で不足する、百貨店などの大規模な商業施設や文化ホール、総合病院といった高いレベルの都市機能については、都心部で受けられるよう、公共交通による連携を図ります。
- ④野母崎地区や伊王島地区においては、観光・レクリエーション施設が充実しており、施設を活用した、観光・交流ネットワークの形成を図ります。

2) 南部地域連携図

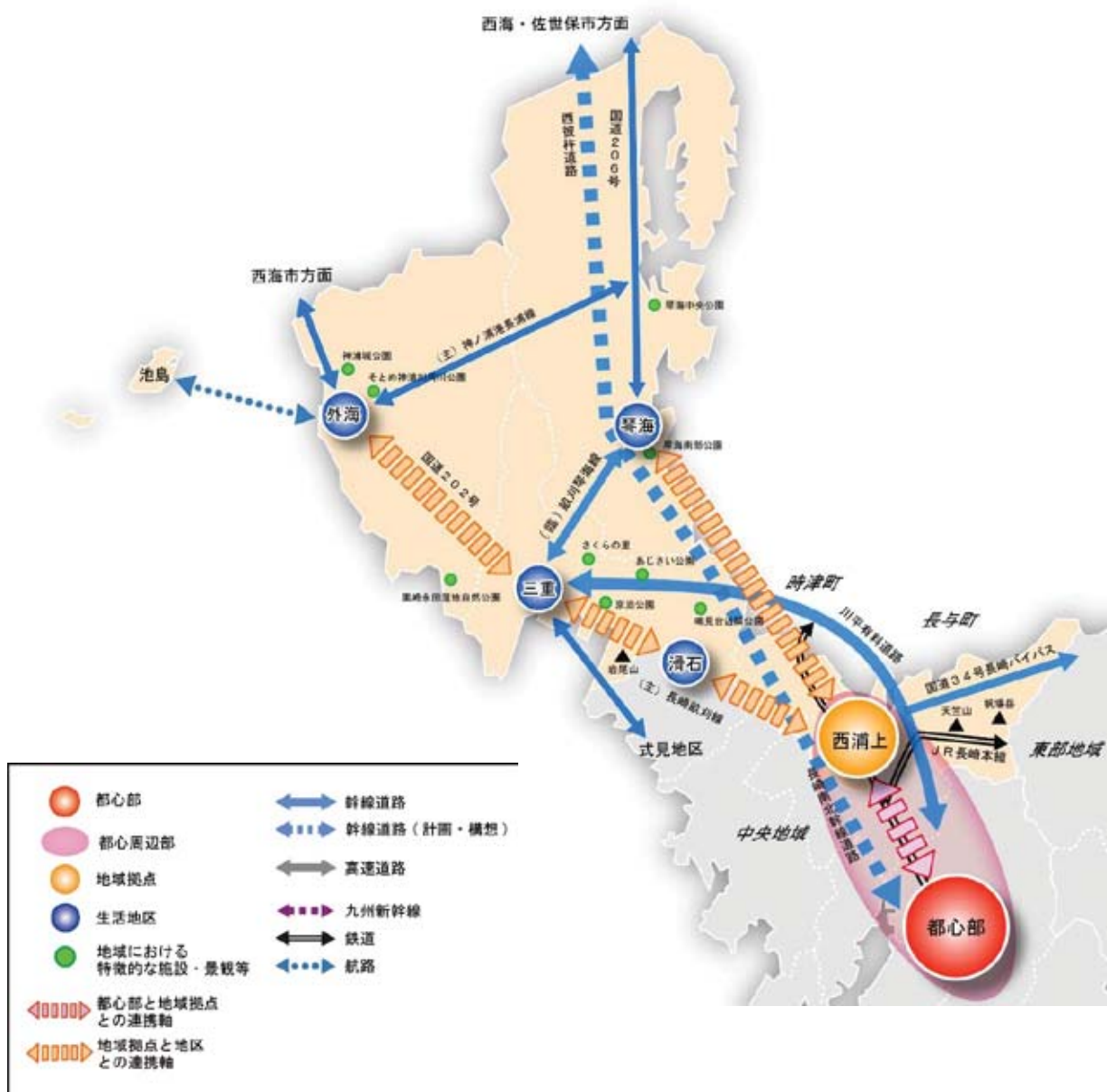


(4) 北部地域

1) 連携の方針

- ①西浦上支所周辺を地域拠点と位置付け、地域の商業・業務機能、福祉、学術・研究機能等の集積を図ります。
- ②地域拠点と滑石地区及び三重地区、琴海地区、外海地区との放射状の連携を図るとともに、生活地区間のアクセス道路の充実等により、各地区で不足する都市機能について、地域拠点と連携することにより補完を図ります。
- ③地域高規格道路である長崎南北幹線道路や西彼杵道路の整備により、都心部と北部地域の連携を高めるとともに、西海市・佐世保市方面との広域的な道路・交通ネットワークを構築します。また長崎バイパスにより、東部地域との地域間連携や、諫早市・福岡方面との広域的な道路ネットワークが構築されており、この活用を図ります。

2) 北部地域連携図



第4章 地区別構想

1 地区別構想の役割

長崎市全体としての都市の将来像やその実現に向けた分野別の方針を示した第2章の「全体構想」を受けて、地区別構想では、より市民生活に近い単位での将来像やその実現に向けた方針を示します。

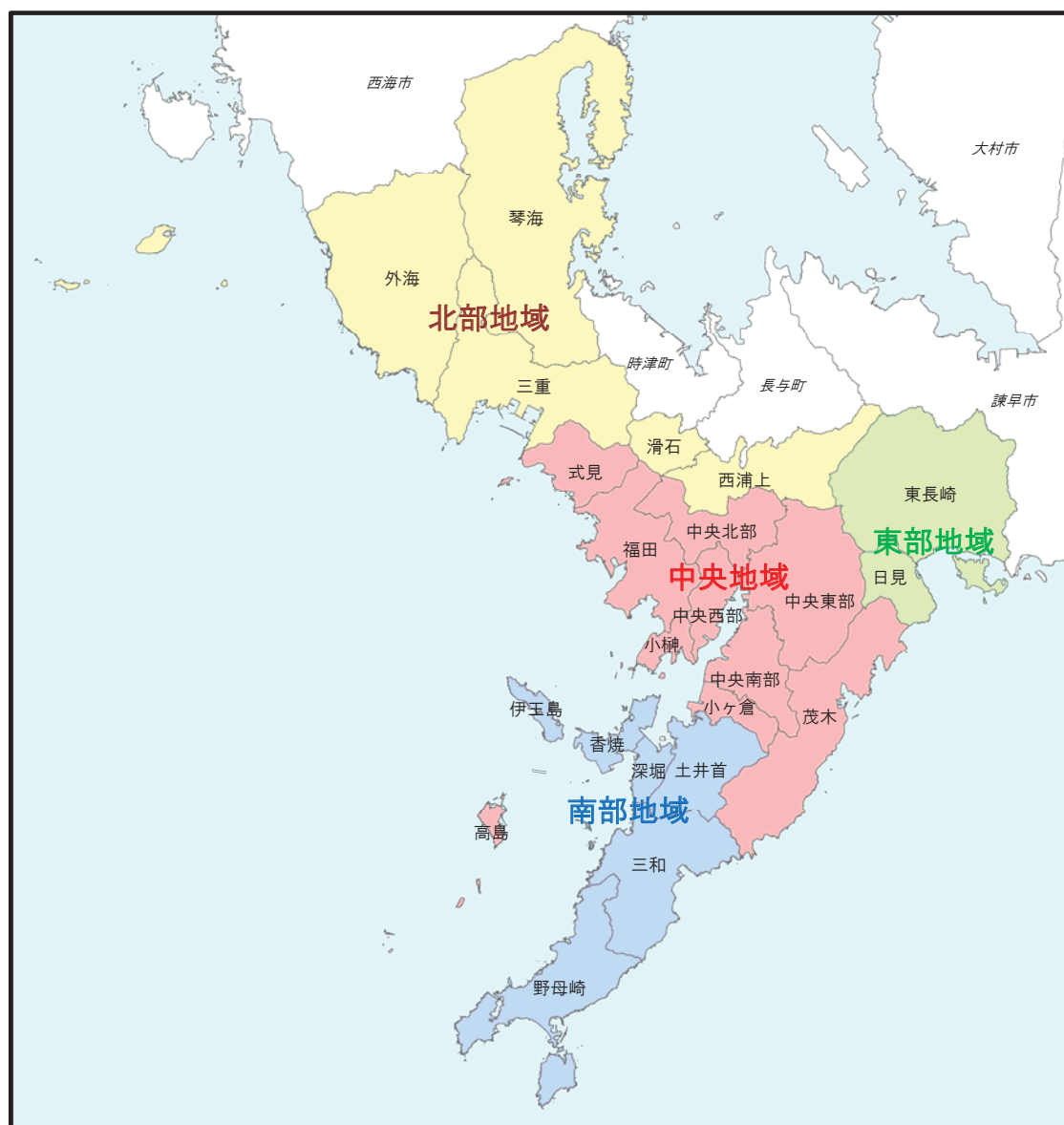
それぞれの地区の概況、特性や市民意向を踏まえ、「住む」、「働く」、「動く」、「集う」、「学ぶ・育む・やすらぐ」の5つの「市民の生活像」の視点ごとにまとめた地区づくりの方針と、その将来構想図を示します。

2 地区別構想

地区別構想においては、コミュニティや生活圏としてのまとまりとして、おおむね支所・行政センター管内単位とし、23の地区に区分しています。

これまでの都市計画マスタープランでは、地区別構想は都市計画区域のみを対象としていましたが、今回の改訂においては、都市計画区域外を含む全市域を対象とします。

◎地区区分図



	構成する地区
1 中央地域	(1)中央東部地区 (2)中央西部地区 (3)中央南部地区 (4)中央北部地区 (5)式見地区 (6)福田地区 (7)小湊地区 (8)小ヶ倉地区 (9)茂木地区 (10)高島地区
2 東部地域	(11)東長崎地区 (12)日見地区
3 南部地域	(13)土井首地区 (14)深堀地区 (15)香焼地区 (16)伊王島地区 (17)三和地区 (18)野母崎地区
4 北部地域	(19)西浦上地区 (20)滑石地区 (21)三重地区 (22)琴海地区 (23)外海地区

○地区の将来像

都心部における賑わいと活力のある計画的な地区づくり

○地区の生活像の目標

住む：都心部・都心周辺部の利便性を活かした住み良い快適な暮らしの確保

働く：都心部・都心周辺部としての商業・業務と観光を中心とした雇用の場の充実

動く：陸の玄関口としての広域アクセスの充実と、安全で安心な道路・交通ネットワークの確保

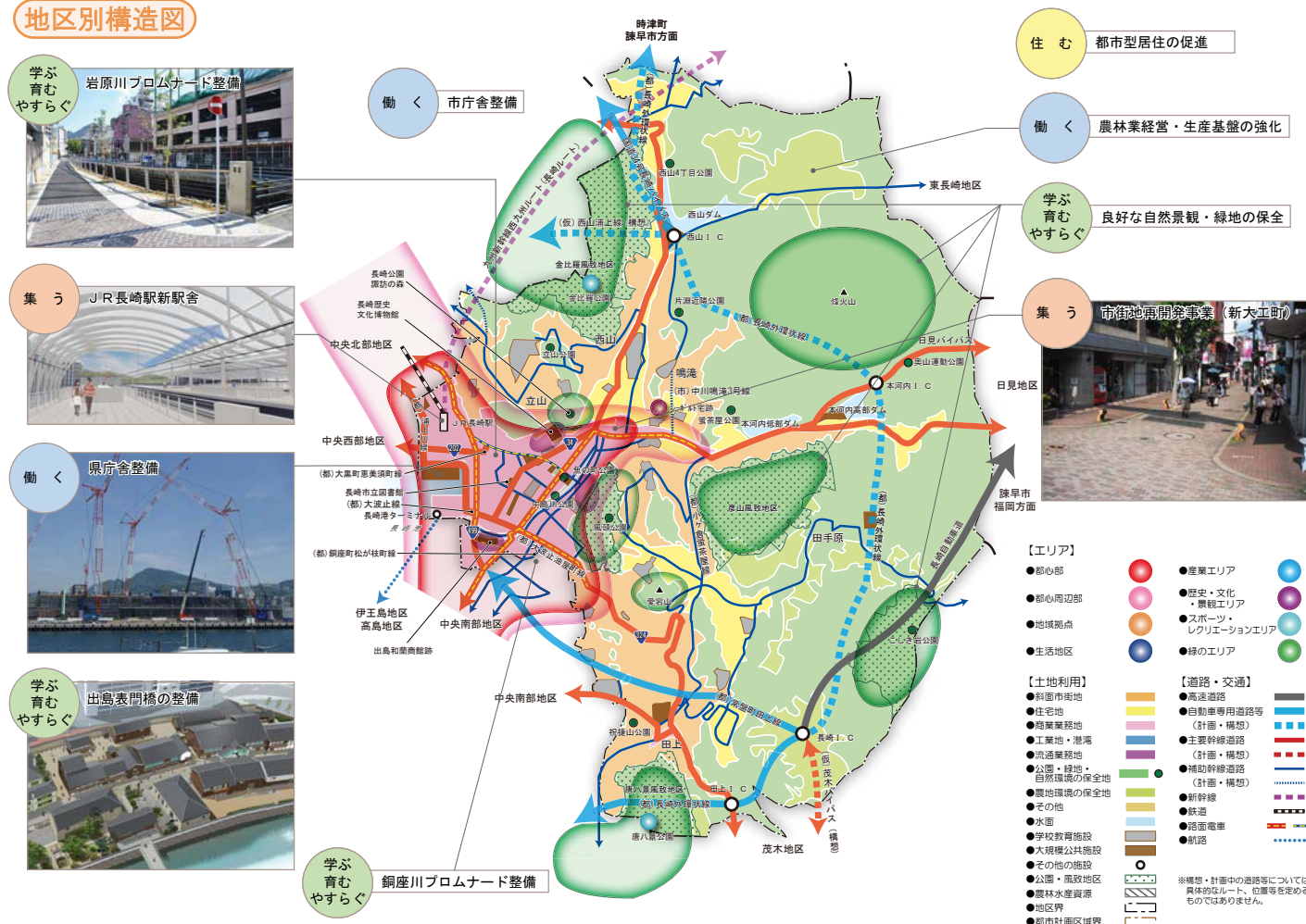
集う：都心部・都心周辺部としての都市機能の集積と交流の促進

学ぶ・育む・やすらぐ：豊かな自然環境と市街地の共存と歴史的景観の保全、学びの場の充実

○生活像を実現するための地区づくりの方針

住む	- 都心部・都心周辺部の利便性を活かした快適な暮らしを確保する - 行政と地域の協働による斜面市街地の環境改善に取り組む - 住み良い生活環境を確保する
働く	- 行政運営の安全性・効率性を高める - 雇用の場を確保する - 産業基盤を確保する
動く	- 安全で快適な道路を整える - 公共交通の利用を高める
集う	- 都心部・都心周辺部としての都市機能を集積する - 観光に磨きをかける - 交流施設を確保する
学ぶ・育む・やすらぐ	- 文化施設等を整える - 歴史的まちなみを再現する - 良好な景観を誘導する - みどり豊かな自然環境を守り育てる - 親しみのある水辺環境を創る

地区別構造図



※詳細については、本編（市ホームページに掲載）をご覧ください。

○地区の将来像

豊かな自然と工業地が調和した住み良い地区づくり

○地区の生活像の目標

住む：都心周辺部の利便性を活かした住み良い快適な暮らしの確保

働 く：造船業を中心とした基幹産業の確保と都心周辺部としての商業・業務の雇用の場の充実

動 く：安全で安心な道路・交通ネットワークの確保

集 う：都心周辺部としての都市機能の集積と交流の促進

学ぶ・育む・やすらぐ：豊かな自然環境と市街地の共存

○生活像を実現するための地区づくりの方針

住　　む	■都心周辺部の利便性を活かした快適な暮らしを確保する ■行政と地域の協働による斜面市街地の環境改善に取り組む ■住み良い生活環境を確保する
働　　く	■産業基盤を確保する　　■雇用の場を確保する
動　　く	■安全で快適な道路を整える　　■公共交通の利用を高める
集　　う	■観光に磨きをかける　　■都心周辺部としての都市機能を集積する ■交流施設を確保する
学ぶ・育む・やすらぐ	■良好な景観を誘導する　　■みどり豊かな自然環境を守り育てる ■親しみのある水辺環境を創る

地区別構造図



- ### 【エリア】

 - 都心部
 - 都心周辺部
 - 地域拠点
 - 生活地帯

【土地利用】

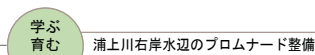
 - 商業市街地
 - 住宅地
 - 商業地
 - 工業地・港湾
 - 流通商業地
 - 公園・緑地
 - 自然環境の保全地
 - 農地環境の保全地
 - その他
 - 水面
 - 学校教育施設
 - 大規模公共施設
 - その他施設
 - 農地地区
 - 農水産産落地
 - 地味界
 - 都市計画区域境界

- 産業エリア
 - 歴史・文化・景観エリア
 - スポーツ・レクリエーションエリア
 - 緑のエリア

【道路・交通】

 - 高速道路
 - 自動車専用道路等
(計画、構想)
 - 主要幹線道路
(計画、構想)
 - 補助幹線道路
(計画、構想)
 - 新幹線
 - 鉄道
 - 路面電車
 - 軌路

※画像・計画中の道路等については、具体的なルート・位置等を定めるものではありません。



※詳細については、本編（市ホームページに掲載）をご覧ください。

○地区の将来像

国際交流の歴史と文化がもたらす情緒あふれる地区づくり

○地区の生活像の目標

住む：都心部・都心周辺部の利便性を活かした住み良い快適な暮らしの確保

働く：都心部・都心周辺部としての商業・業務と観光を中心とした雇用の場の充実

動く：海の玄関口としての広域アクセスの充実と、安全で安心な道路・交通ネットワークの確保

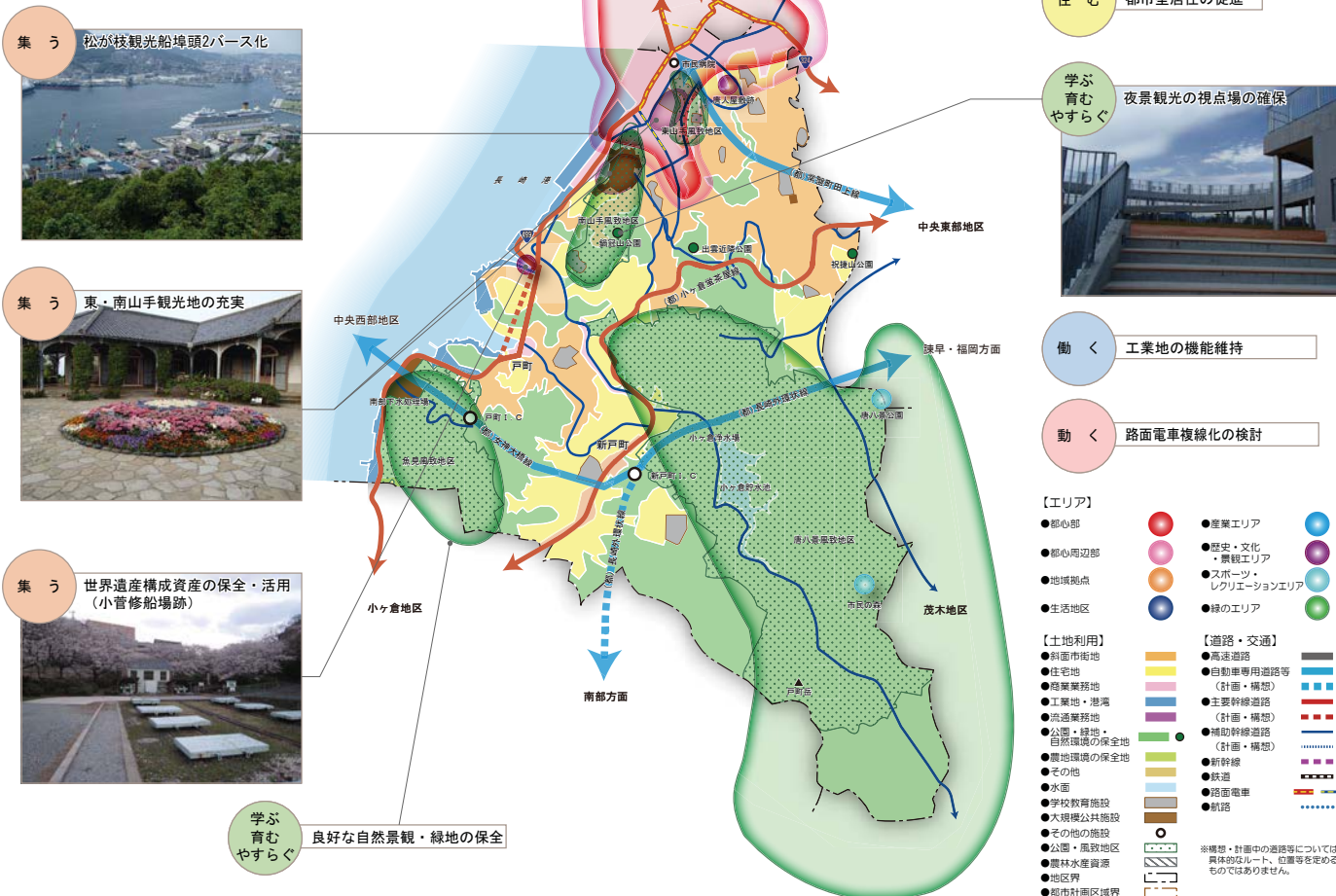
集う：都心部・都心周辺部としての都市機能の集積と交流の促進

学ぶ・育む・やすらぐ：豊かな自然環境と市街地の共存と歴史的景観の保全、学びの場の充実

○生活像を実現するための地区づくりの方針

住む	■ 都心部・都心周辺部の利便性を活かした快適な暮らしを確保する ■ 行政と地域の協働による斜面市街地の環境改善に取り組む ■ 住み良い生活環境を確保する
働く	■ 雇用の場を確保する ■ 産業基盤を確保する
動く	■ 安全で快適な道路を整える ■ 公共交通の利用を高める
集う	■ 都心部・都心周辺部としての都市機能を集積する ■ 観光に磨きをかける ■ 交流施設を確保する
学ぶ・育む・やすらぐ	■ 文化施設等を整える ■ 良好な景観を誘導する ■ みどり豊かな自然環境を守り育てる ■ 親しみのある水辺環境を創る

地区別構造図



※詳細については、本編（市ホームページに掲載）をご覧ください。

○地区の将来像

国際平和文化都市の拠点として、交流と活力のある地区づくり

○地区の生活像の目標

住む：都心周辺部の利便性を活かした住み良い快適な暮らしの確保

働く：都心周辺部としての商業・業務を中心とした雇用の場の充実

動く：広域アクセスの充実と、安全で安心な道路・交通ネットワークの確保

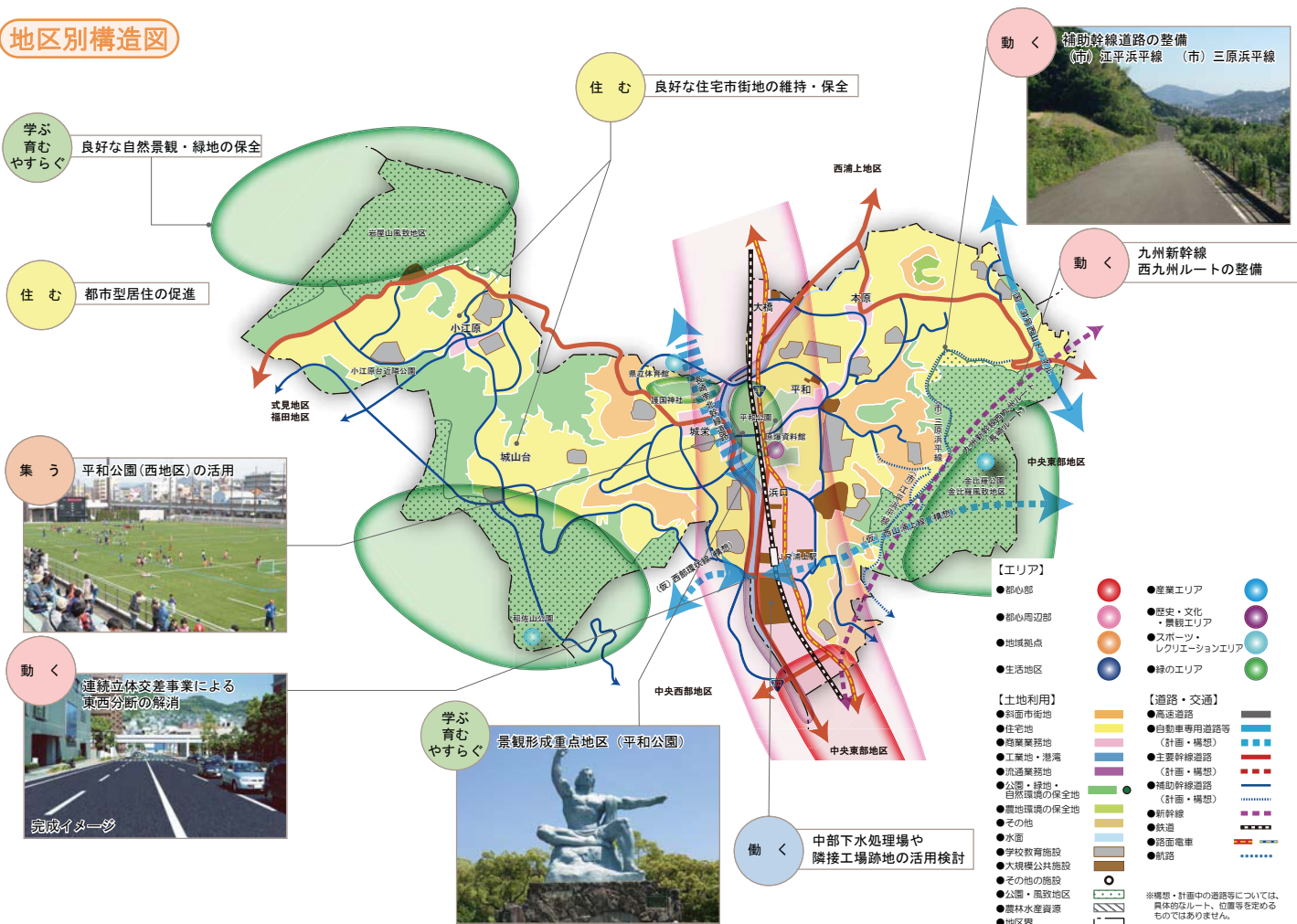
集う：都心周辺部としての都市機能の集積と交流の促進

学ぶ・育む・やすらぐ：豊かな自然環境と市街地の共存、学びの場の充実

○生活像を実現するための地区づくりの方針

住む	- 都心周辺部の利便性を活かした快適な暮らしを確保する - 行政と地域の協働による斜面市街地の環境を改善する取り組み - 良好な住環境を維持・保全する - 住み良い生活環境を確保する
働く	雇用の場を確保する
動く	- 安全で快適な道路を整える - 公共交通の利用を高める
集う	- 都心周辺部としての都市機能を集積する - 観光に磨きをかける - 平和交流を推進する - 交流施設を確保する
学ぶ・育む・やすらぐ	- 平和教育を推進する - 良好な景観を誘導する - みどり豊かな自然環境を守り育てる - 親しみのある水辺環境を創る

地区別構造図



※詳細については、本編（市ホームページに掲載）をご覧ください。

○地区の将来像

豊かな自然との調和や交流のある地区づくり

○地区の生活像の目標

住む：自然環境と調和した住み良い快適な暮らしの確保

働く：農業・水産業を中心とした地域産業の確保

動く：都心部・都心周辺部や周辺の生活地区と繋がる道路・交通ネットワークの確保

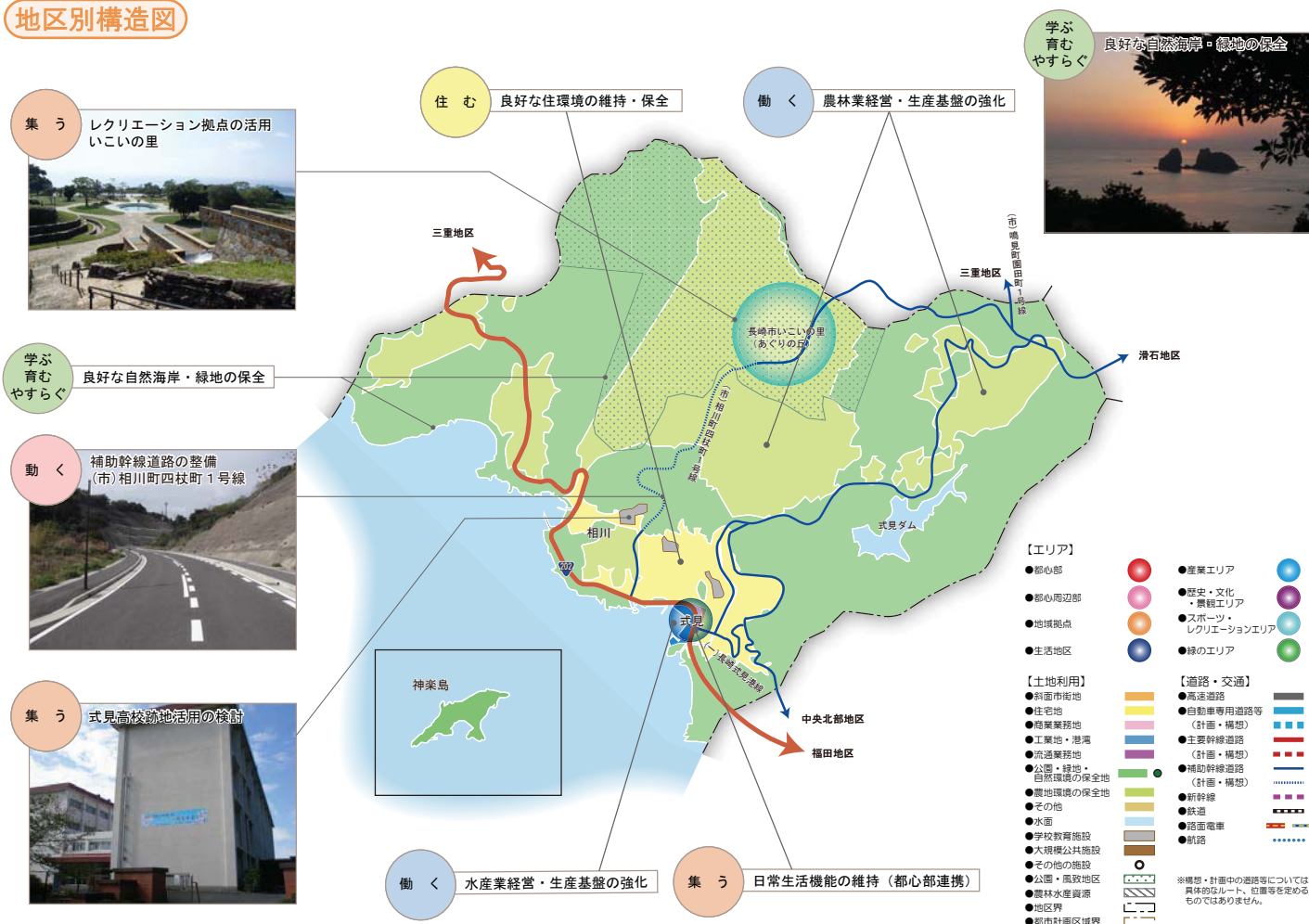
集う：いこいの里を中心とした交流の促進と地域コミュニティの中心となる日常生活機能の確保

学ぶ・育む・やすらぐ：豊かな自然環境の保全

○生活像を実現するための地区づくりの方針

住む	■住み良い生活環境を確保する
働く	■地域産業を確保する
動く	■安全で快適な道路を整える ■公共交通の利用を高める
集う	■地域コミュニティの中心となる日常生活機能を維持する ■交流施設を確保する
学ぶ・育む・やすらぐ	■良好な景観を誘導する ■みどり豊かな自然環境を守り育てる

地区別構造図



○地区の将来像

スポーツ・海洋レクリエーションと工業団地、住環境が調和した地区づくり

○地区の生活像の目標

住む：自然環境や工業と調和した住み良い快適な暮らしの確保

働く：工業を中心とした産業基盤の確保

動く：都心部・都心周辺部や周辺の生活地区と繋がる道路・交通ネットワークの確保

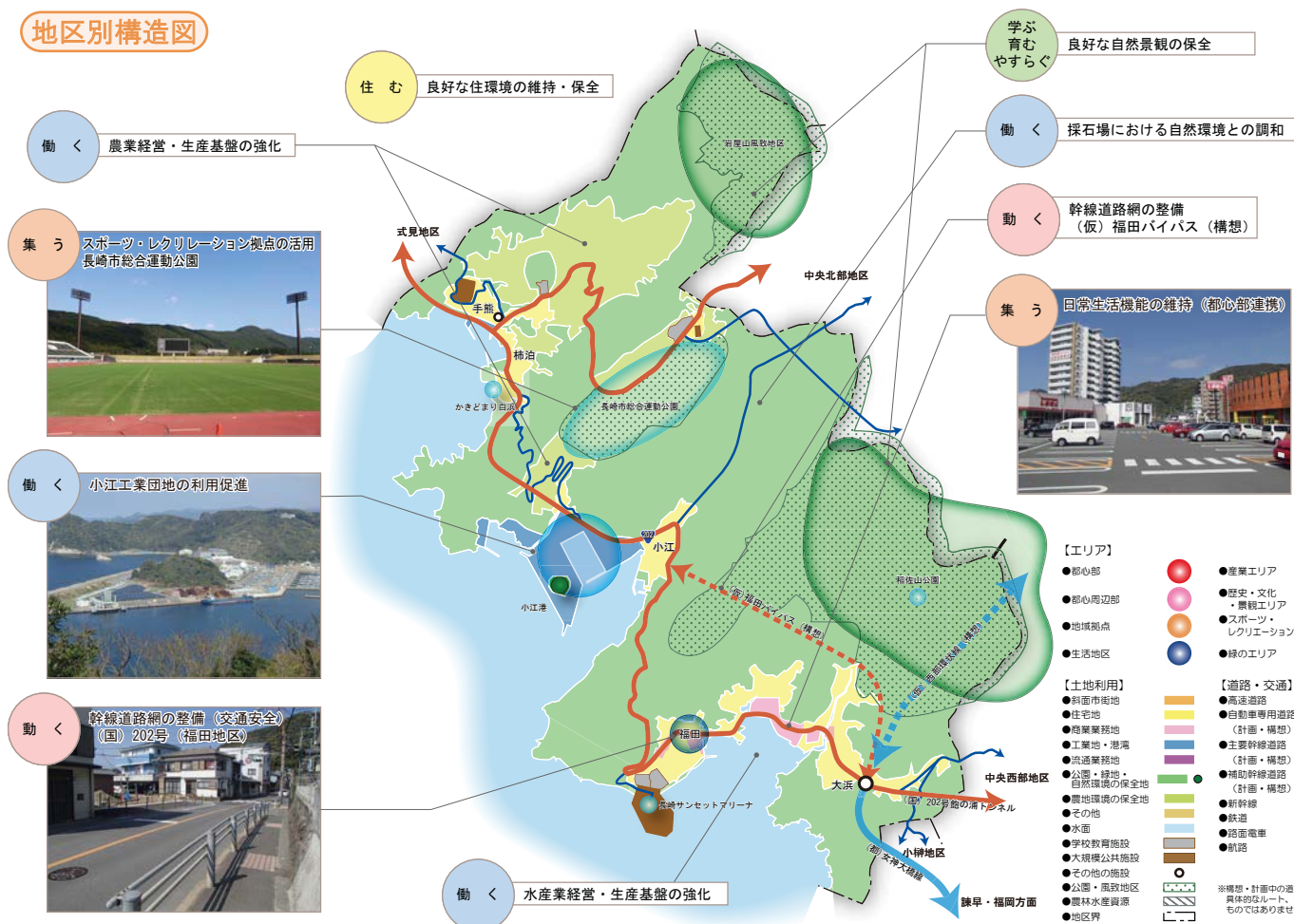
集う：総合運動公園を中心とした交流の促進と地域コミュニティの中心となる日常生活機能の確保

学ぶ・育む・やすらぐ：豊かな自然環境と工業地の調和

○生活像を実現するための地区づくりの方針

住む	■ 良好な住環境を維持・保全する ■ 住み良い生活環境を確保する
働く	■ 産業基盤を確保する ■ 地域産業を確保する
動く	■ 安全で快適な道路を整える ■ 公共交通の利用を高める
集う	■ 地域コミュニティの中心となる日常生活機能を維持する ■ 交流施設を確保する
学ぶ・育む・やすらぐ	■ 良好な景観を誘導する ■ みどり豊かな自然環境を守り育てる ■ 親しみのある水辺環境を創る

地区別構造図



○地区の将来像

みどりと工業地と住環境が調和した地区づくり

○地区の生活像の目標

住む：自然環境や工業と調和した住み良い快適な暮らしの確保

働く：工業を中心とした産業基盤の確保

動く：都心部・都心周辺部や周辺の生活地区と繋がる道路・交通ネットワークの確保

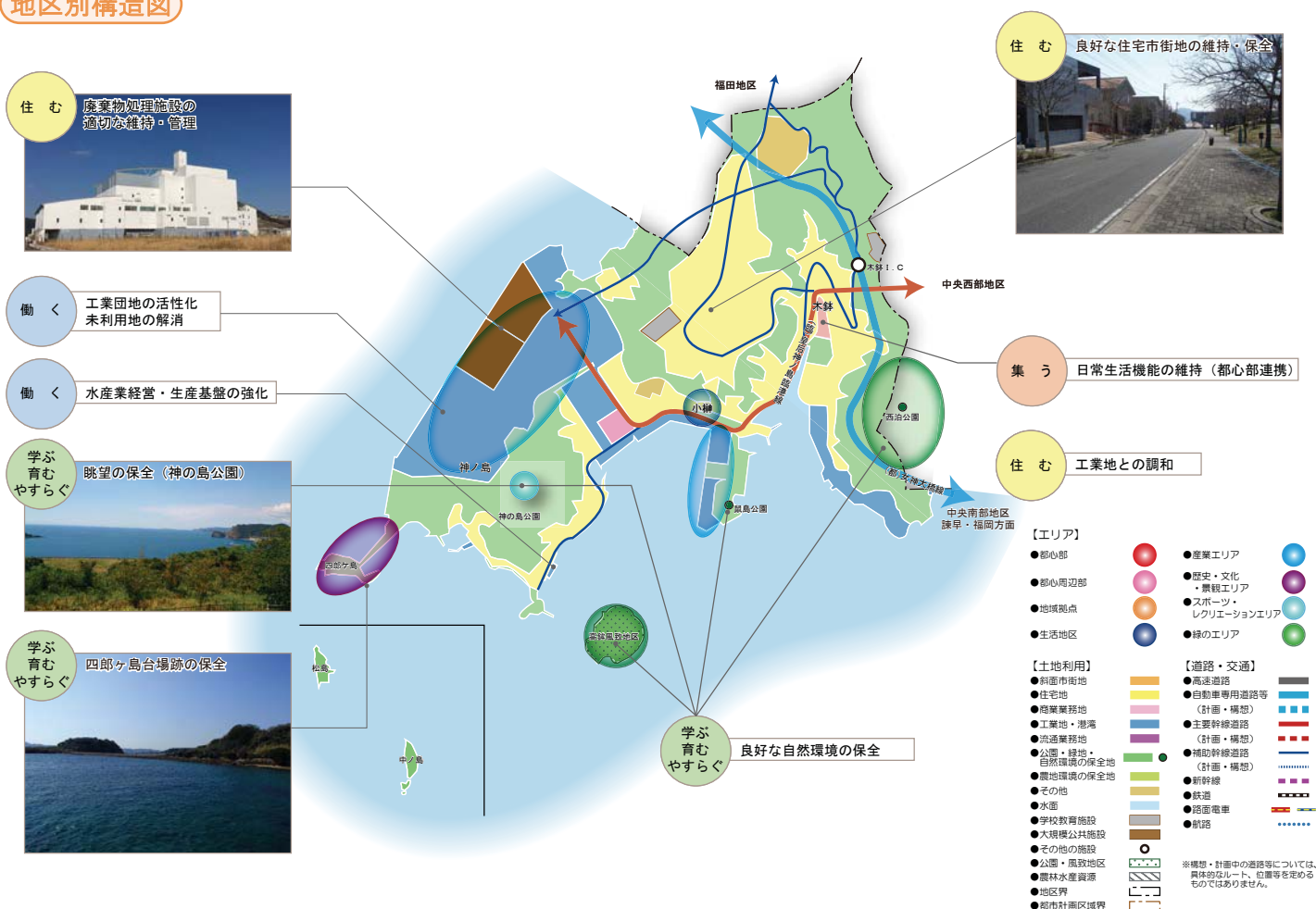
集う：地域コミュニティの中心となる日常生活機能の確保

学ぶ・育む・やすらぐ：豊かな自然環境と工業地の調和

○生活像を実現するための地区づくりの方針

住む	■良好な住環境を維持・保全する ■住み良い生活環境を確保する
働く	■産業基盤を確保する ■地域産業を確保する
動く	■安全で快適な道路を整える ■公共交通の利用を高める
集う	■地域コミュニティの中心となる日常生活機能を維持する ■交流施設を確保する
学ぶ・育む・やすらぐ	■良好な景観を誘導する ■みどり豊かな自然環境を守り育てる

地区別構造図



○地区の将来像

物流拠点としての臨海部とみどりが調和した地区づくり

○地区の生活像の目標

住む：自然環境や工業と調和した住み良い快適な暮らしの確保

働く：物流を中心とした産業基盤の確保

動く：都心部・都心周辺部・地域拠点と繋がる道路・交通ネットワークの確保

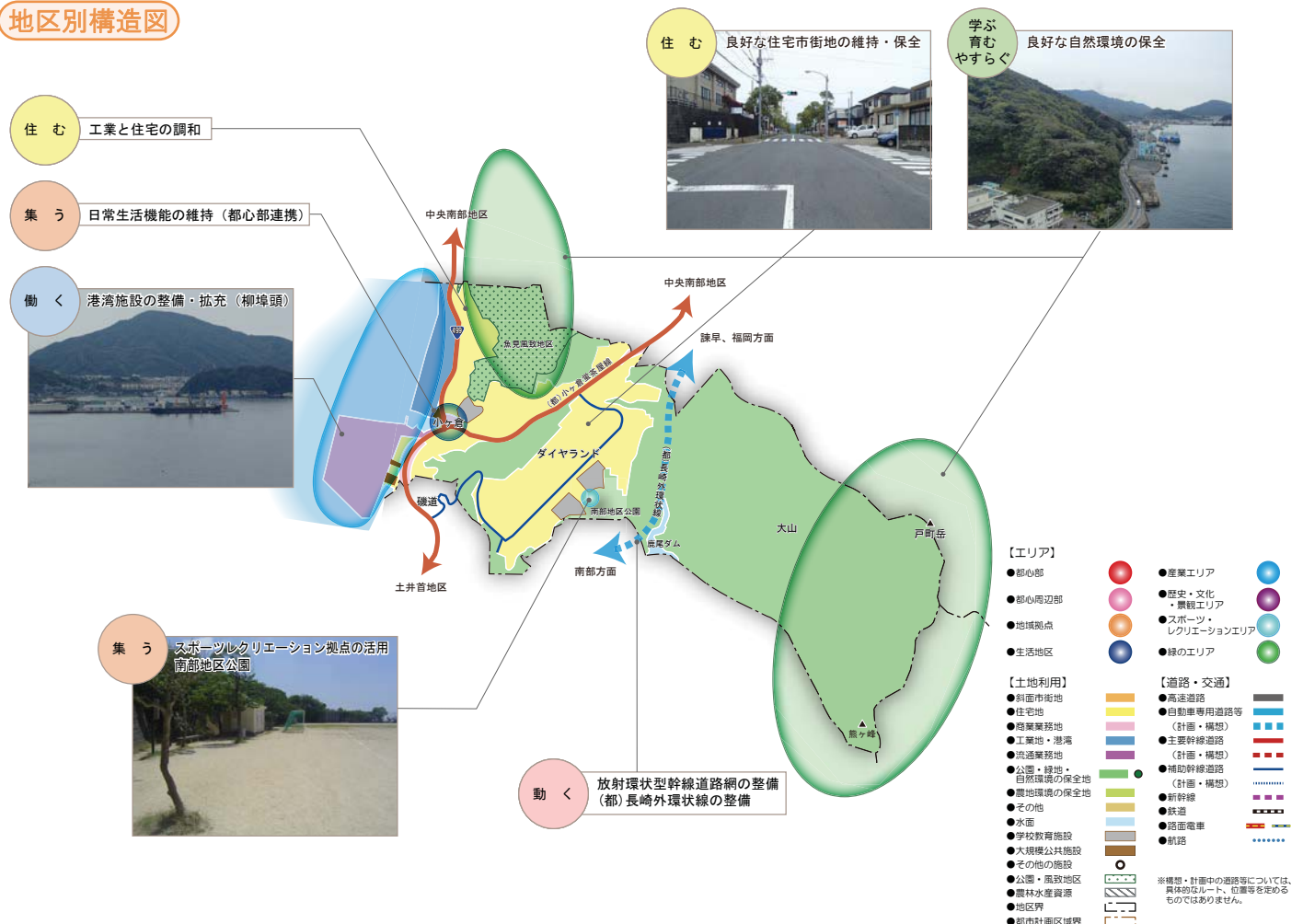
集う：地域コミュニティの中心となる日常生活機能の確保

学ぶ・育む・やすらぐ：豊かな自然環境と工業地の調和

○生活像を実現するための地区づくりの方針

住む	■良好な住環境を維持・保全する ■住み良い生活環境を確保する
働く	■産業基盤を確保する ■地域産業を確保する
動く	■安全で快適な道路を整える ■公共交通の利用を高める
集う	■地域コミュニティの中心となる日常生活機能を維持する ■交流施設を確保する
学ぶ・育む・やすらぐ	■良好な景観を誘導する ■親しみのある水辺環境を創る

地区別構造図



※詳細については、本編（市ホームページに掲載）をご覧ください。

○地区の将来像

海とみどりの自然環境に調和した水産・農林業を主体とした地区づくり

○地区の生活像の目標

住む：自然環境と調和した住み良い快適な暮らしの確保

働く：農業を中心とした地域産業の確保

動く：東の海の玄関口としての広域アクセスの確保と、都心部・都心周辺部や周辺の生活地区と繋がる道路・交通ネットワークの確保

集う：地域コミュニティの中心となる日常生活機能の確保

学ぶ・育む・やすらぐ：豊かな自然環境の保全

○生活像を実現するための地区づくりの方針

住む	■住み良い生活環境を確保する
働く	■雇用の場を確保する ■地域産業を確保する
動く	■安全で快適な道路を整える ■公共交通の利用を高める
集う	■地域コミュニティの中心となる日常生活機能を維持する ■交流施設を確保する ■観光に磨きをかける
学ぶ・育む・やすらぐ	■良好な景観を誘導する ■みどり豊かな自然環境を守り育てる

地区別構造図



○地区の将来像

活力と賑わいのある身近な海洋レクリエーションの場と
自然環境が調和した快適に定住できる地区づくり

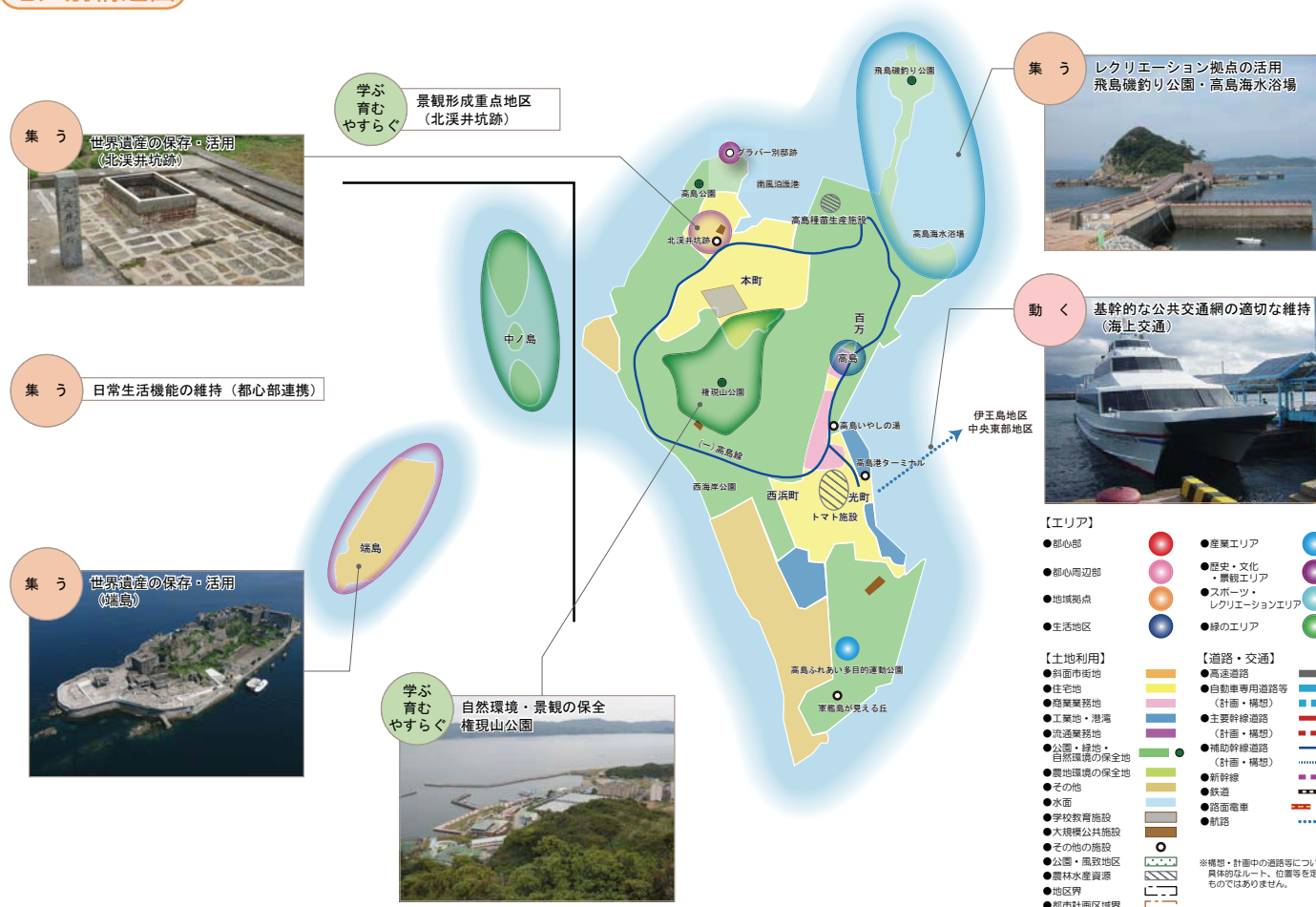
○地区の生活像の目標

- 住む**：自然環境と調和した住み良い快適な暮らしの確保
働く：農業・水産業を中心とした地域産業の確保
動く：都心部・都心周辺部と繋がる公共交通ネットワークの確保
集う：世界遺産を中心とした交流の促進と地域コミュニティの中心となる日常生活機能の確保
学ぶ・育む・やすらぐ：豊かな自然環境と歴史的景観の保全

○生活像を実現するための地区づくりの方針

住む	■住み良い生活環境を確保する
働く	■地域産業を確保する
動く	■安全で快適な道路を整える ■公共交通の利用を高める
集う	■地域コミュニティの中心となる日常生活機能を維持する ■観光に磨きをかける ■交流施設を確保する
学ぶ・育む・やすらぐ	■良好な景観を誘導する ■みどり豊かな自然環境を守り育てる

地区別構造図



○地区の将来像

東部地域の拠点として、賑わいと活力のある地区づくり

○地区の生活像の目標

住む：地域拠点の利便性を活かした住み良い快適な暮らしの確保

働く：地域拠点としての商業・業務を中心とした雇用の場の確保と
広域アクセスを活かした産業基盤の確保

動く：広域アクセスの充実と、都心部・都心周辺部や周辺の生活地区と繋がる
道路・交通ネットワークの確保

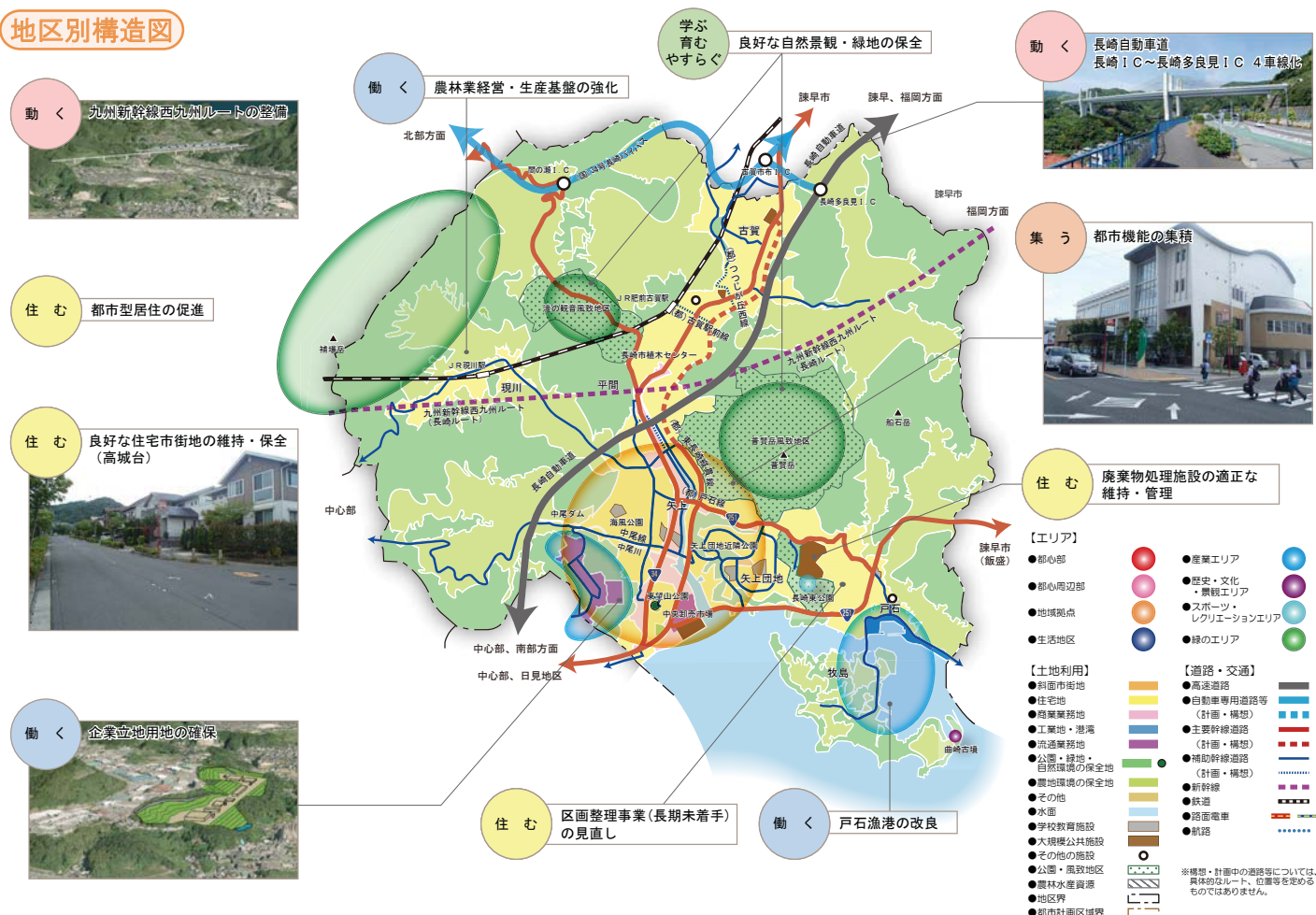
集う：地域拠点としての都市機能の集積

学ぶ・育む・やすらぐ：豊かな自然環境と市街地の共存

○生活像を実現するための地区づくりの方針

住む	■地域拠点の利便性を活かした快適な暮らしを確保する ■良好な住環境を維持・保全する	■住み良い生活環境を確保する
働く	■雇用の場を確保する	■産業基盤を確保する
動く	■安全で快適な道路を整える	■公共交通の利用を高める
集う	■地域拠点としての都市機能を集積する ■観光に磨きをかける	■交流施設を確保する
学ぶ・育む・やすらぐ	■良好な景観を誘導する ■親しみのある水辺環境を創る	■みどり豊かな自然環境を守り育てる

地区別構造図



○地区の将来像

橋湾に面し、豊かな自然環境に囲まれた文教の地区づくり

○地区の生活像の目標

住む：既存の生活基盤を活かしたゆとりある住み良い快適な暮らしの確保

働く：文教地区と農業を中心とした雇用の場の確保

動く：広域アクセスの充実と、都心部・都心周辺部・地域拠点や周辺の生活地区と繋がる道路・交通ネットワークの確保

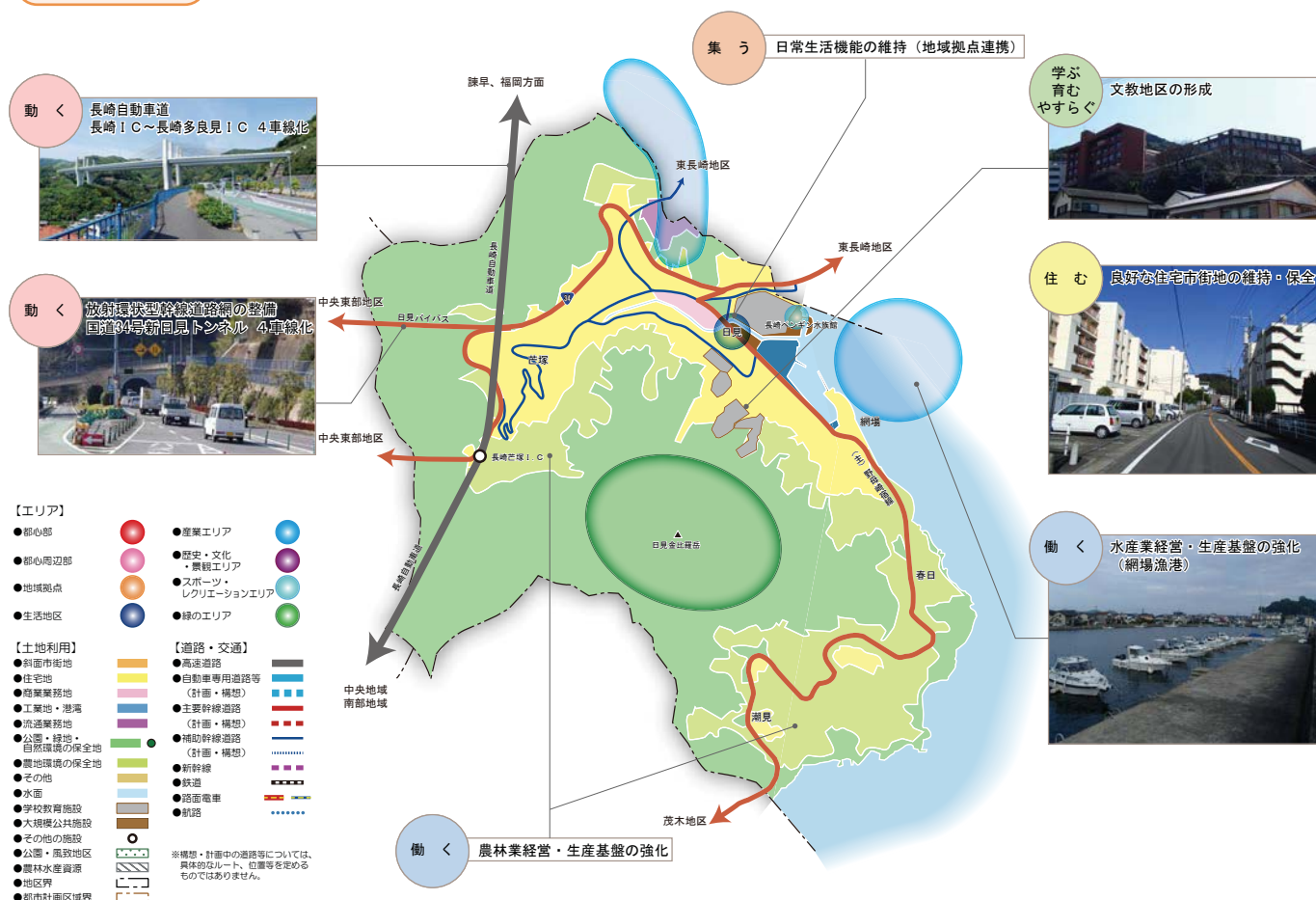
集う：長崎ペンギン水族館を中心とした交流の促進と地域コミュニティの中心となる日常生活機能の確保

学ぶ・育む・やすらぐ：豊かな自然環境と自然景観の保全、学びの場の充実

○生活像を実現するための地区づくりの方針

住む	■良好な住環境を維持・保全する ■住み良い生活環境を確保する
働く	■雇用の場を確保する ■産業基盤を確保する ■地域産業を確保する
動く	■安全で快適な道路を整える ■公共交通の利用を高める
集う	■地域コミュニティの中心となる日常生活機能を維持する ■交流施設を確保する
学ぶ・育む・やすらぐ	■教育環境を整える ■良好な景観を誘導する ■みどり豊かな自然環境を守り育てる ■親しみのある水辺環境を創る

地区別構造図



○地区の将来像

南部地域の拠点として交通アクセスを強化した賑わいと活力ある地区づくり

○地区の生活像の目標

住む：地域拠点の利便性を活かした住み良い快適な暮らしの確保

働く：地域拠点としての商業・業務を中心とした雇用の場の確保と広域アクセスを活かした産業基盤の確保

動く：広域アクセスの充実と、都心部・都心周辺部や周辺の生活地区と繋がる道路・交通ネットワークの確保

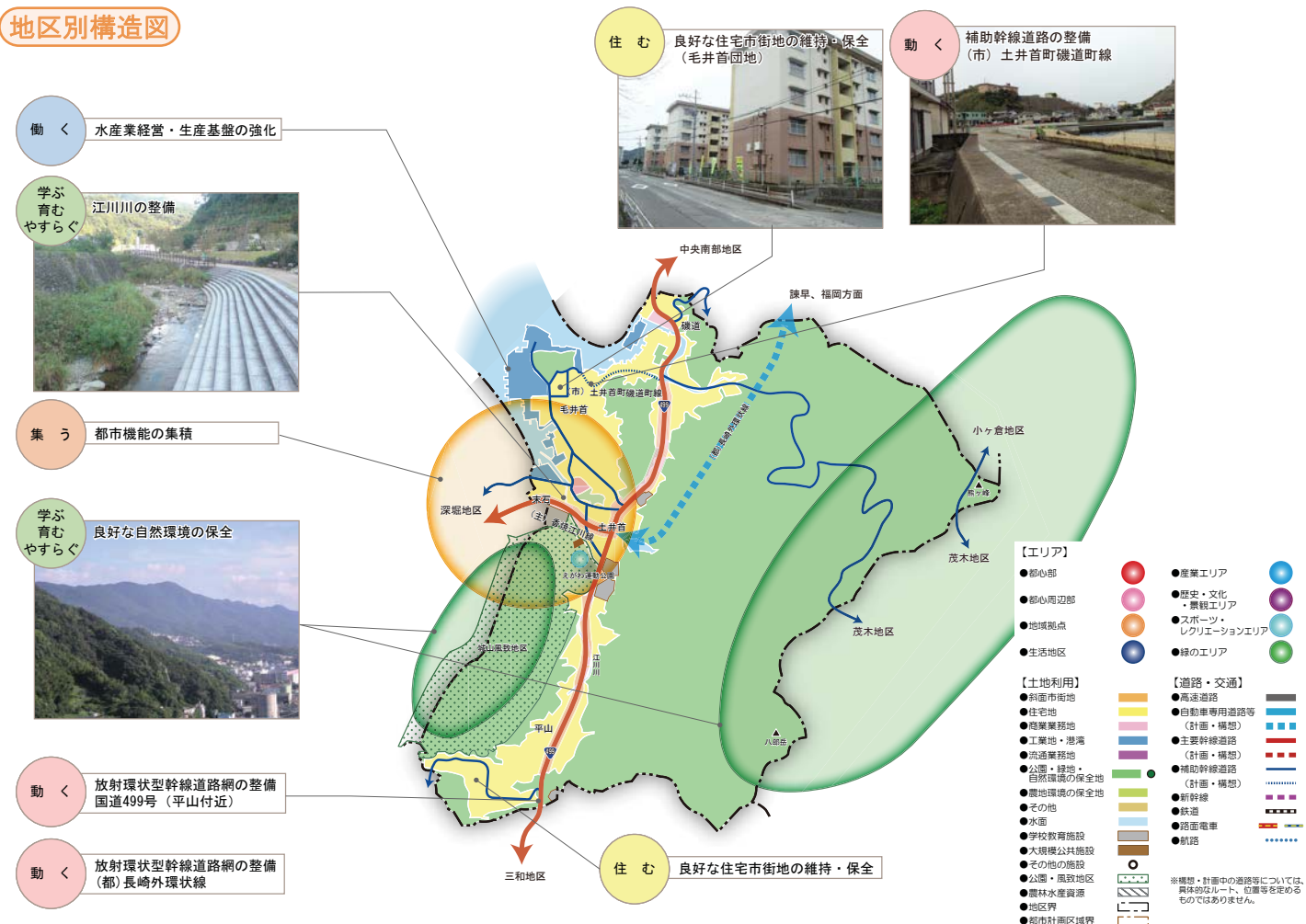
集う：地域拠点としての都市機能の集積

学ぶ・育む・やすらぐ：豊かな自然環境と市街地の共存

○生活像を実現するための地区づくりの方針

住む	■ 地域拠点の利便性を活かした快適な暮らしを確保する ■ 良好な住環境を維持・保全する ■ 住み良い生活環境を確保する
働く	■ 雇用の場を確保する ■ 産業基盤を確保する
動く	■ 安全で快適な道路を整える ■ 公共交通の利用を高める
集う	■ 地域拠点としての都市機能を集積する ■ 交流施設を確保する
学ぶ・育む・やすらぐ	■ 良好な景観を誘導する ■ みどり豊かな自然環境を守り育てる ■ 親しみのある水辺環境を創る

地区別構造図



○地区の将来像

南部地域の拠点として、歴史と産業が調和した賑わいと活力のある地区づくり

○地区の生活像の目標

住む：地域拠点の利便性を活かした住み良い快適な暮らしの確保

働く：地域拠点としての商業・業務を中心とした雇用の場の確保と広域アクセスを活かした産業基盤の確保

動く：広域アクセスの充実と、都心部・都心周辺部や周辺の生活地区と繋がる道路・交通ネットワークの確保

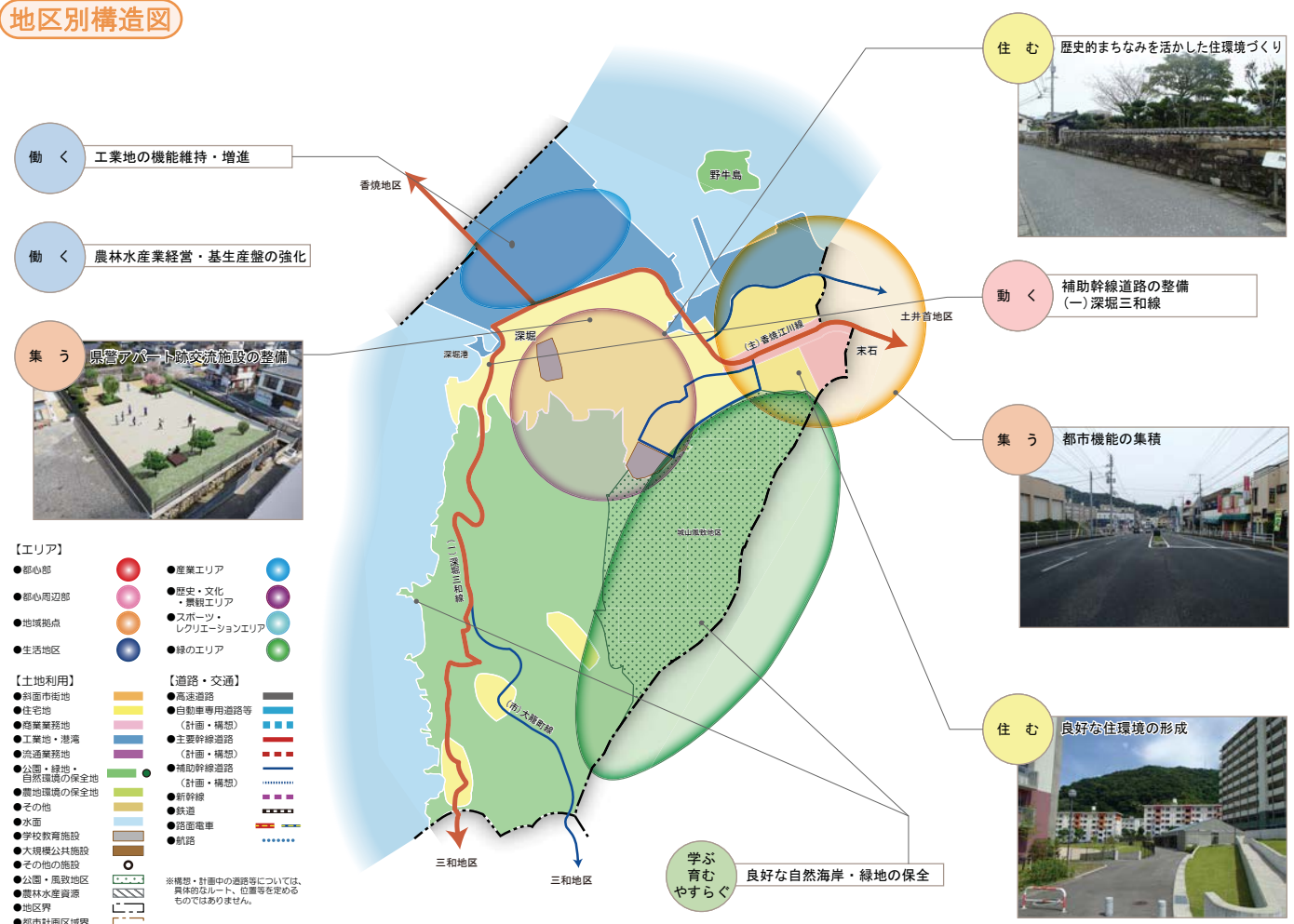
集う：地域拠点としての都市機能の集積

学ぶ・育む・やすらぐ：豊かな自然環境と市街地の共存と歴史的景観の保全

○生活像を実現するための地区づくりの方針

住む	■ 地域拠点の利便性を活かした快適な暮らしを確保する ■ 良好な住環境を維持・保全する ■ 住み良い生活環境を確保する
働く	■ 雇用の場を確保する ■ 産業基盤を確保する
動く	■ 安全で快適な道路を整える ■ 公共交通の利用を高める
集う	■ 地域拠点としての都市機能を集積する ■ 観光に磨きをかける ■ 交流施設を確保する
学ぶ・育む・やすらぐ	■ 良好な景観を誘導する ■ みどり豊かな自然環境を守り育てる

地区別構造図



※詳細については、本編（市ホームページに掲載）をご覧ください。

○地区の将来像

造船産業と海・みどり・ふれあいのある住み良い地区づくり

○地区の生活像の目標

住む：自然環境や工業と調和した住み良い快適な暮らしの確保

働く：造船業を中心とした基幹産業の確保

動く：都心部・都心周辺部・地域拠点や周辺の生活地区と繋がる道路・交通ネットワークの確保

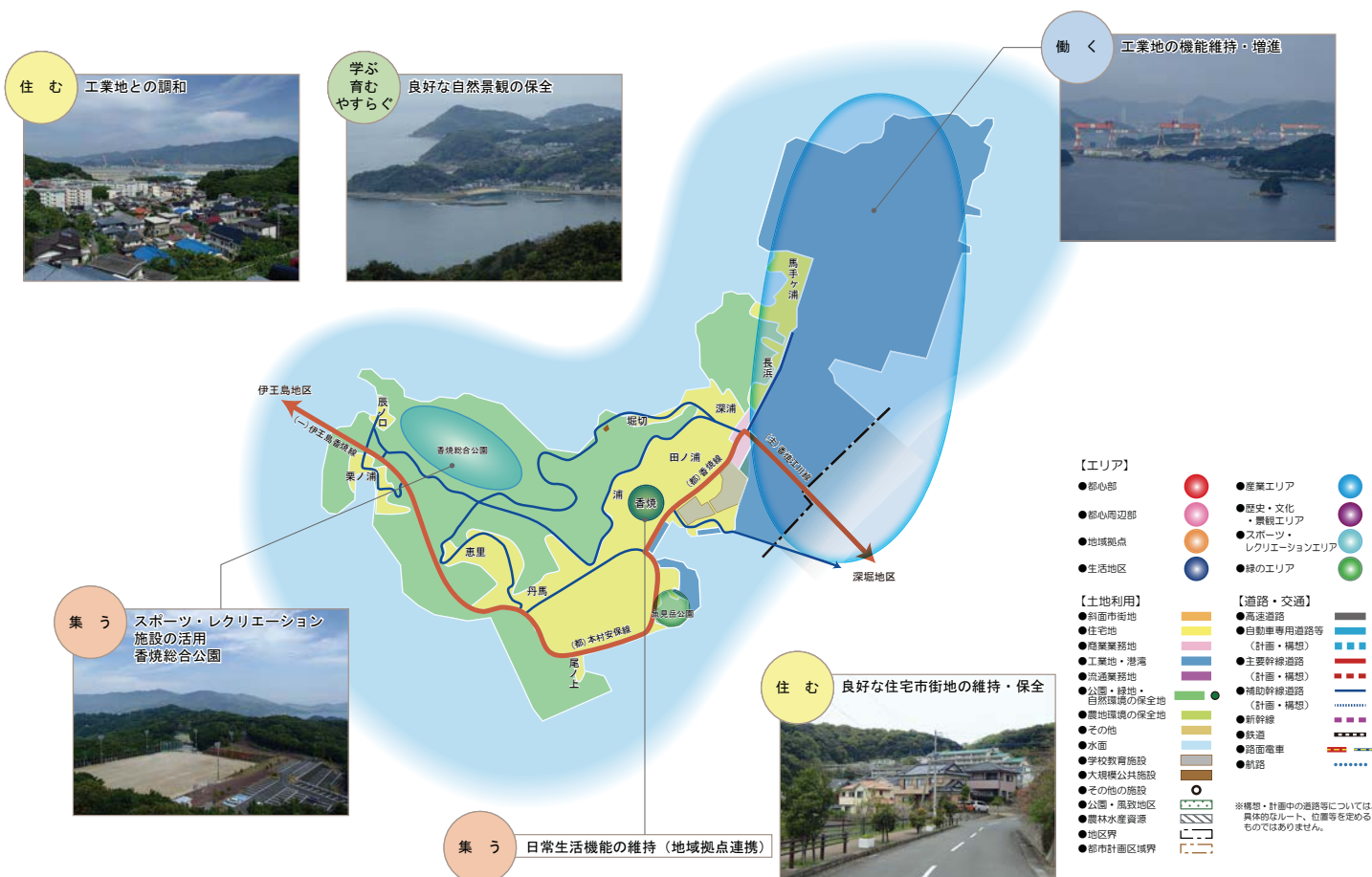
集う：地域コミュニティの中心となる日常生活機能の確保

学ぶ・育む・やすらぐ：豊かな自然環境と工業地の調和

○生活像を実現するための地区づくりの方針

住む	■良好な住環境を維持・保全する ■住み良い生活環境を確保する
働く	■基幹産業を確保する ■産業基盤を確保する
動く	■安全で快適な道路を整える ■公共交通の利用を高める
集う	■地域コミュニティの中心となる日常生活機能を維持する ■交流施設を確保する ■観光に磨きをかける
学ぶ・育む・やすらぐ	■良好な景観を誘導する ■みどり豊かな自然環境を守り育てる

地区別構造図



○地区の将来像

自然とのふれあいやリゾート施設を活かした交流による賑わいの地区づくり

○地区の生活像の目標

住む：自然環境と調和した住み良い快適な暮らしの確保

働く：観光を中心とした地域産業の確保

動く：都心部・都心周辺部・地域拠点や周辺の生活地区と繋がる道路・交通ネットワークの確保

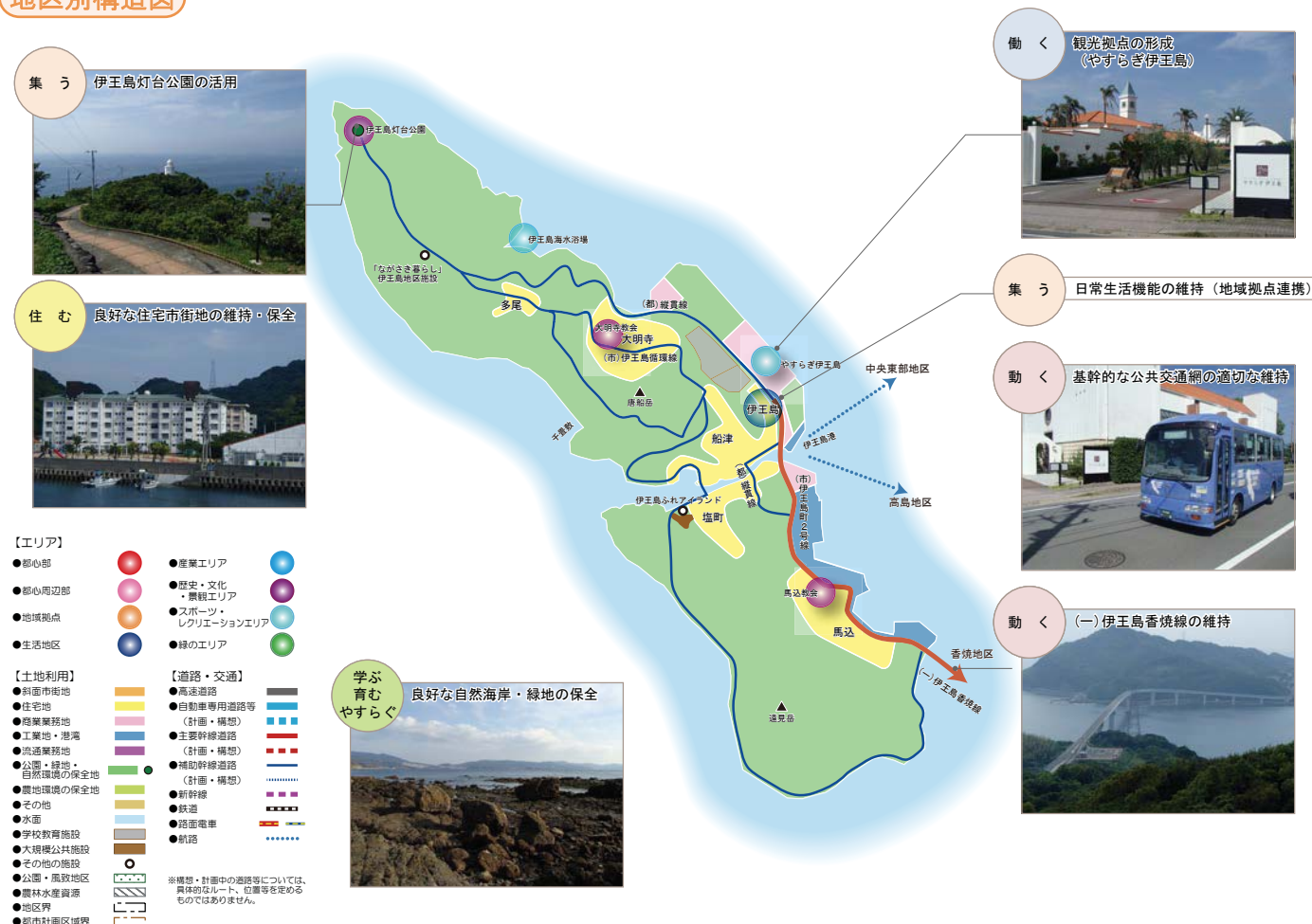
集う：観光による交流の促進と地域コミュニティの中心となる日常生活機能の確保

学ぶ・育む・やすらぐ：豊かな自然環境の保全

○生活像を実現するための地区づくりの方針

住む	■ 良好な住環境を維持・保全する ■ 住み良い生活環境を確保する
働く	■ 地域産業を確保する ■ 産業基盤を確保する
動く	■ 安全で快適な道路を整える ■ 公共交通の利用を高める
集う	■ 地域コミュニティの中心となる日常生活機能を維持する ■ 観光に磨きをかける ■ 交流施設を確保する
学ぶ・育む・やすらぐ	■ 良好な景観を誘導する ■ みどり豊かな自然環境を守り育てる

地区別構造図



○地区の将来像

海とみどりの自然環境に調和した快適に定住できる地区づくり

○地区の生活像の目標

住む：既存の生活基盤を活かしたゆとりある住み良い快適な暮らしの確保

働く：農業・水産業を中心とした地域産業の確保

動く：都心部・都心周辺部・地域拠点や周辺の生活地区と繋がる道路・交通ネットワークの確保

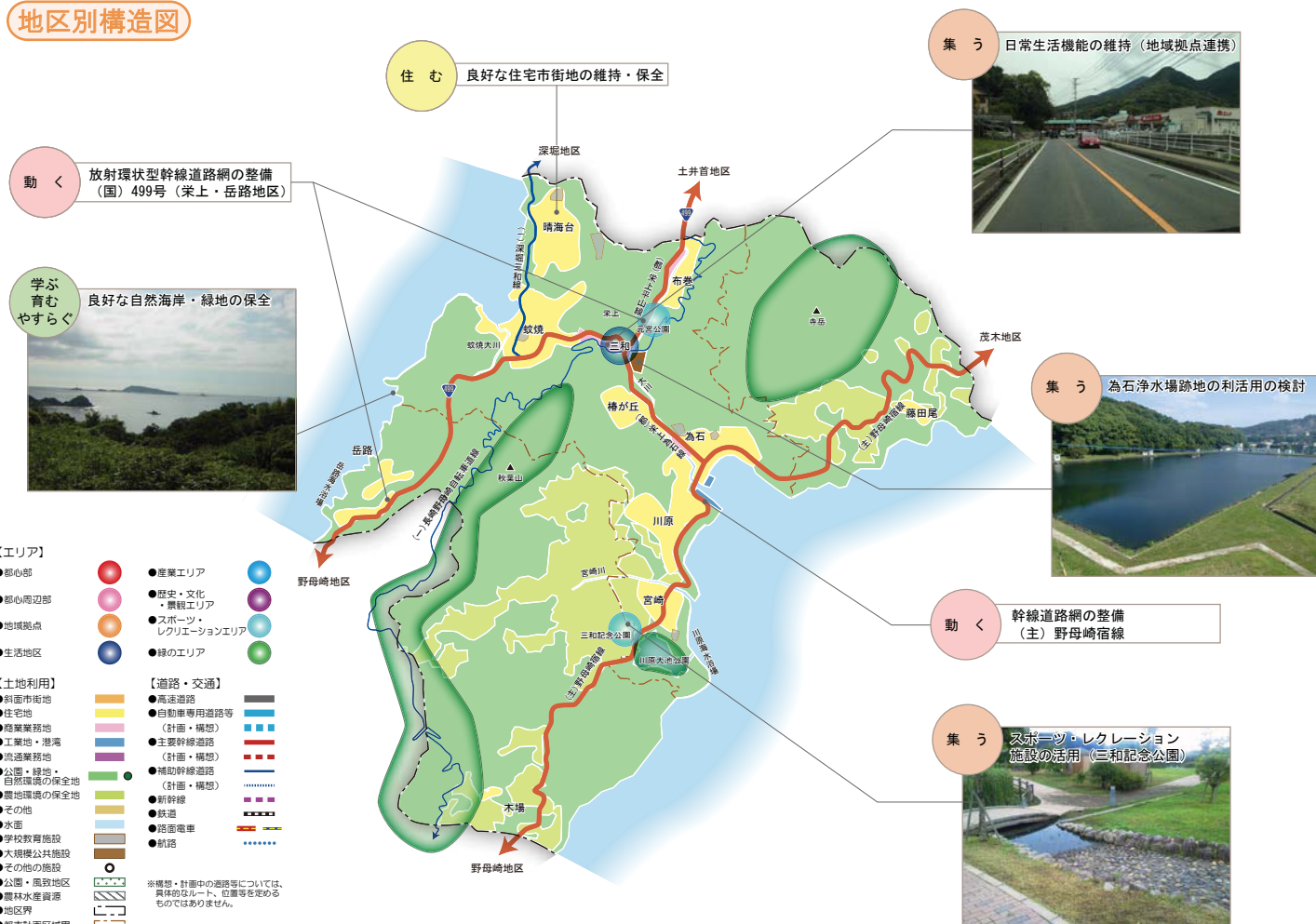
集う：地域コミュニティの中心となる日常生活機能の確保

学ぶ・育む・やすらぐ：豊かな自然環境の保全

○生活像を実現するための地区づくりの方針

住む	■ 良好な住環境を維持・保全する ■ 住み良い生活環境を確保する
働く	■ 雇用の場を確保する ■ 地域産業を確保する
動く	■ 安全で快適な道路を整える ■ 公共交通の利用を高める
集う	■ 地域コミュニティの中心となる日常生活機能を維持する ■ 交流施設を確保する ■ 観光に磨きをかける
学ぶ・育む・やすらぐ	■ 良好な景観を誘導する ■ みどり豊かな自然環境を守り育てる

地区別構造図



※詳細については、本編（市ホームページに掲載）をご覧ください。

○地区の将来像

豊かな自然に恵まれた農林水産業の資源や観光資源を活かした地区づくり

○地区の生活像の目標

住む：自然環境と調和した住み良い快適な暮らしの確保

働く：農業・水産業を中心とした地域産業の確保

動く：都心部・都心周辺部・地域拠点や周辺の生活地区と繋がる道路・交通ネットワークの確保

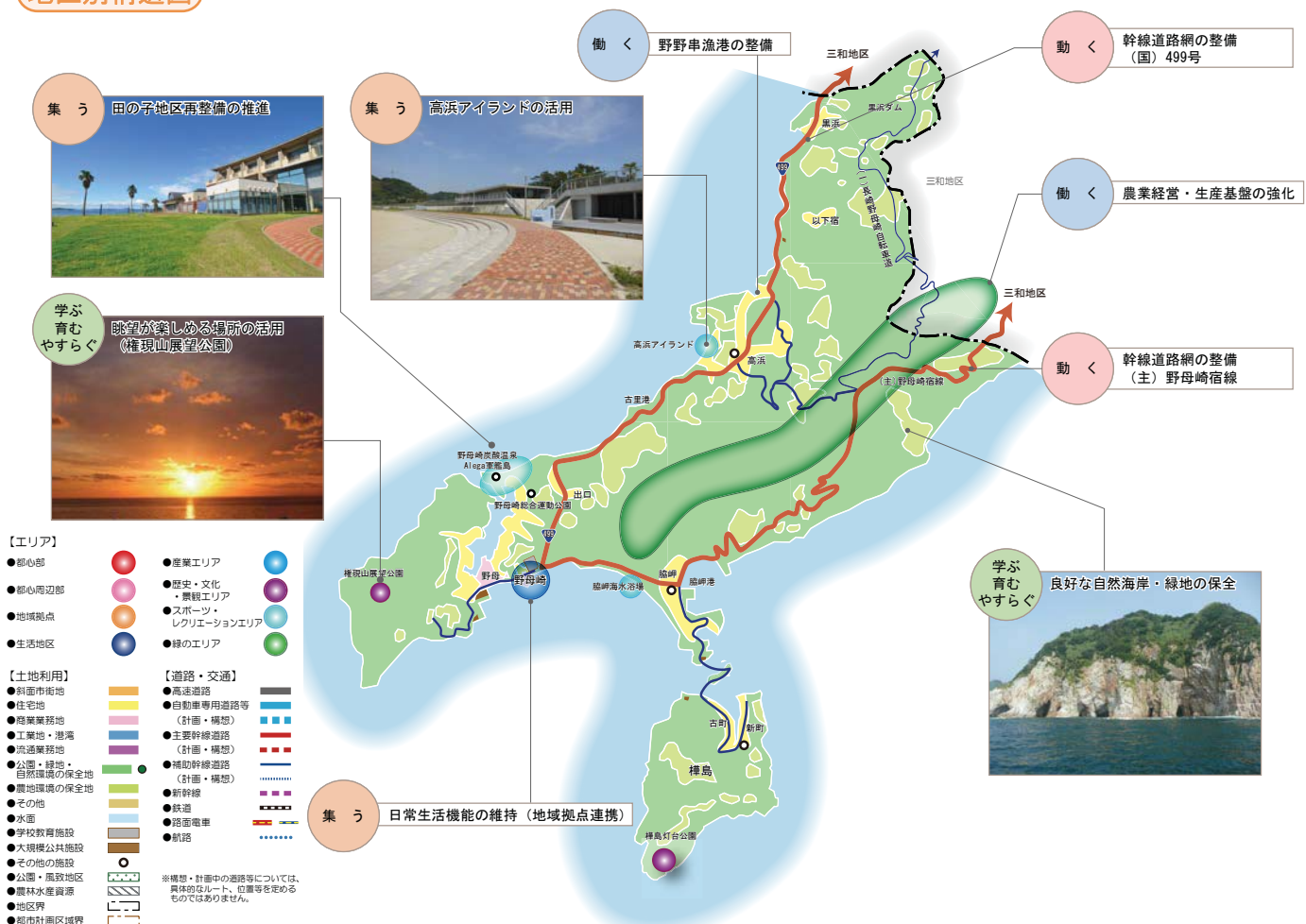
集う：観光による交流の促進と地域コミュニティの中心となる日常生活機能の確保

学ぶ・育む・やすらぐ：豊かな自然環境の保全

○生活像を実現するための地区づくりの方針

住む	■住み良い生活環境を確保する
働く	■地域産業を確保する
動く	■安全で快適な道路を整える ■公共交通の利用を高める
集う	■地域コミュニティの中心となる日常生活機能を維持する ■観光に磨きをかける ■交流施設を確保する
学ぶ・育む・やすらぐ	■良好な景観を誘導する ■みどり豊かな自然環境を守り育てる

地区別構造図



※詳細については、本編（市ホームページに掲載）をご覧ください。

○地区の将来像

北部地域の拠点として、賑わいと活力のある地区づくり

○地区の生活像の目標

住む：地域拠点の利便性を活かした住み良い快適な暮らしの確保

働く：地域拠点としての商業・業務と文教地区を中心とした雇用の場の確保

動く：広域アクセスの充実と、都心部・都心周辺部や周辺の生活地区と繋がる道路・交通ネットワークの確保

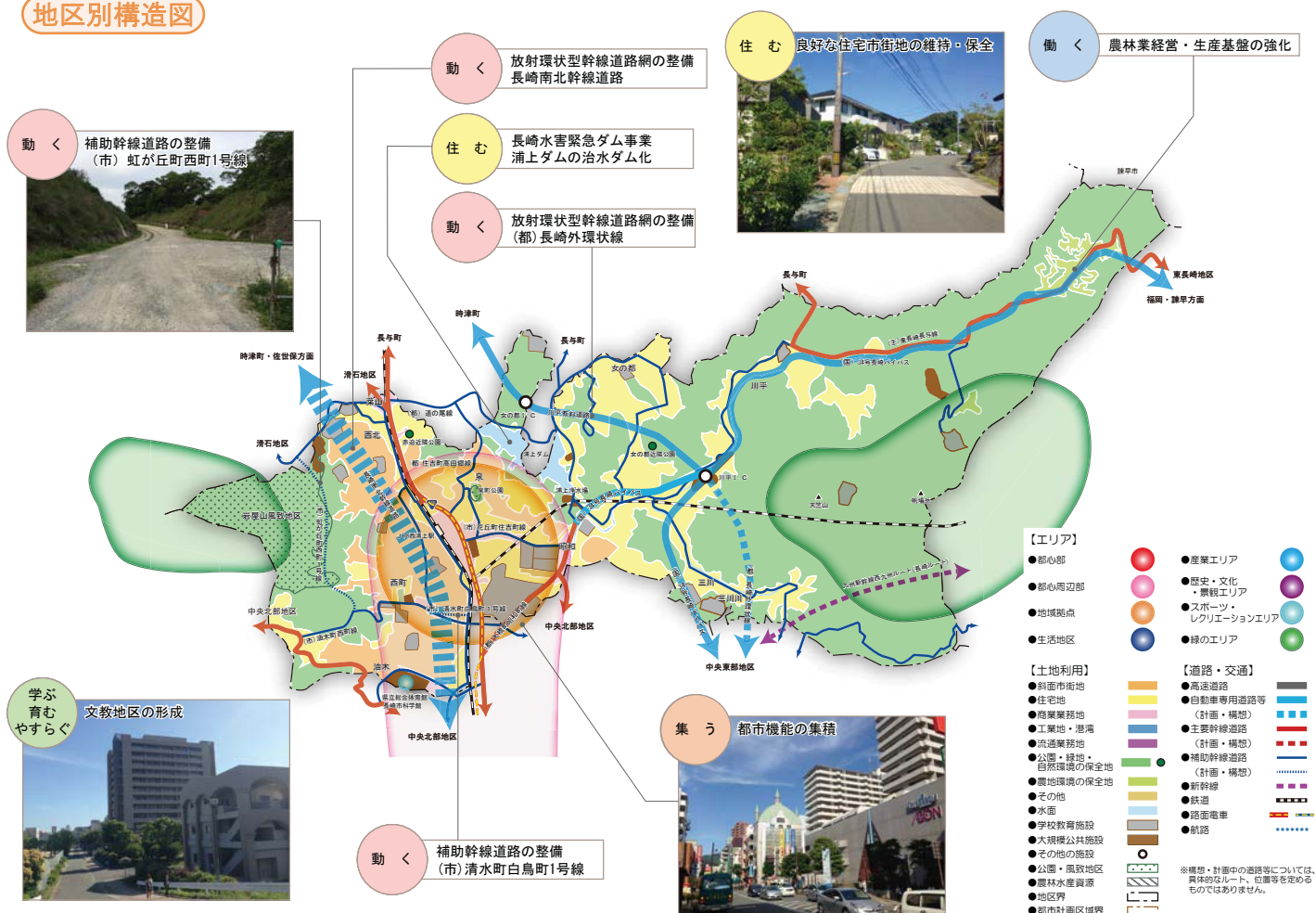
集う：地域拠点としての都市機能の集積

学ぶ・育む・やすらぐ：豊かな自然環境と市街地の共存、学びの場の充実

○生活像を実現するための地区づくりの方針

住む	■ 地域拠点の利便性を活かした快適な暮らしを確保する ■ 良好な住環境を維持・保全する	■ 住み良い生活環境を確保する
働く	■ 雇用の場を確保する	■ 産業基盤を確保する
動く	■ 安全で快適な道路を整える	■ 公共交通の利用を高める
集う	■ 地域拠点としての都市機能を集積する	■ 交流施設を確保する
学ぶ・育む・やすらぐ	■ 教育環境を整える ■ 親しみのある水辺環境を創る	■ みどり豊かな自然環境を守り育てる ■ 良好な景観を誘導する

地区別構造図



○地区の将来像

大型住宅団地の再生による快適に住み続けられる地区づくり

○地区の生活像の目標

住む：既存の生活基盤を活かしたゆとりある住み良い快適な暮らしの確保

働く：商業・業務を中心とした雇用の場の確保

動く：広域アクセスの充実と、都心部・都心周辺部・地域拠点や周辺の生活地区と繋がる道路・交通ネットワークの確保

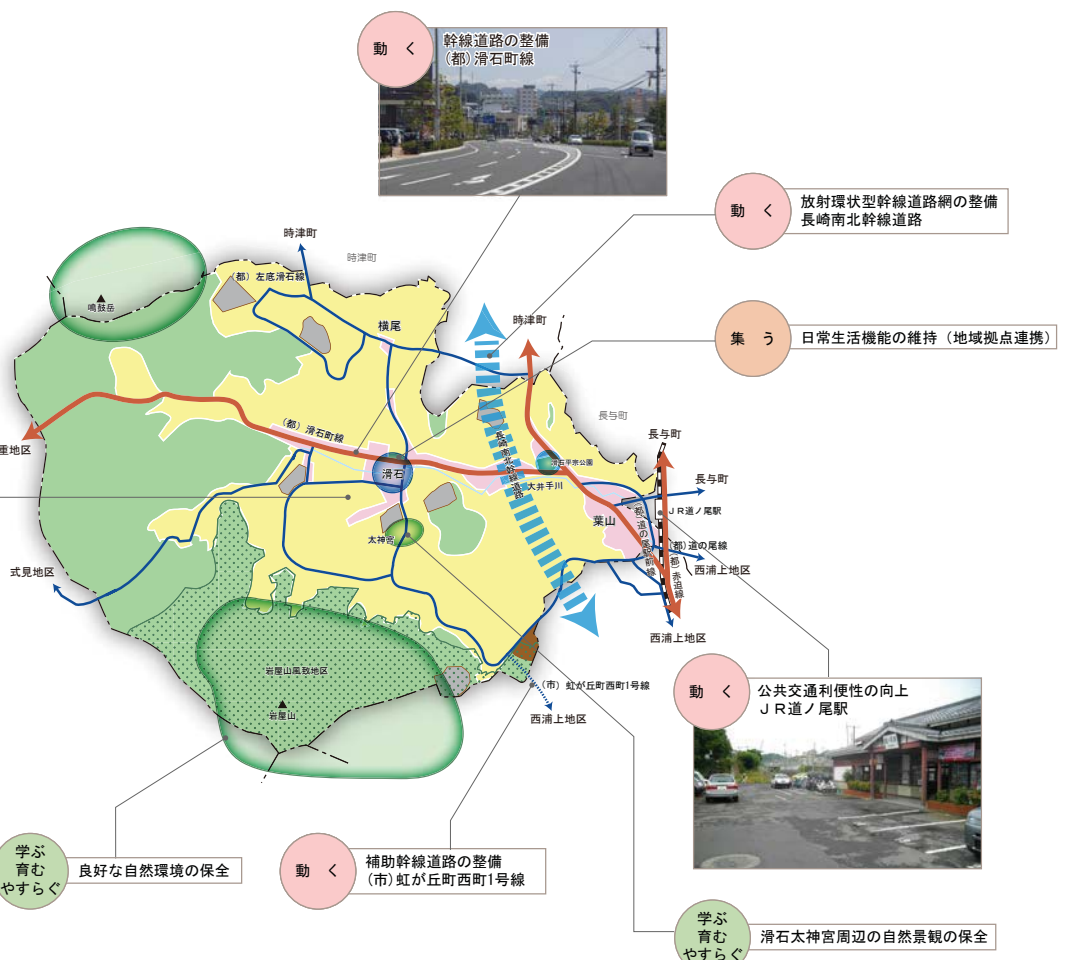
集う：地域コミュニティの中心となる日常生活機能の確保

学ぶ・育む・やすらぐ：豊かな自然環境の保全

○生活像を実現するための地区づくりの方針

住む	■ 良好な住環境を維持・保全する ■ 住み良い生活環境を確保する
働く	■ 雇用の場を確保する
動く	■ 安全で快適な道路を整える ■ 公共交通の利用を高める
集う	■ 地域コミュニティの中心となる日常生活機能を維持する ■ 交流施設を確保する
学ぶ・育む・やすらぐ	■ 良好な景観を誘導する ■ みどり豊かな自然環境を守り育てる ■ 親しみのある水辺環境を創る

地区別構造図



○地区の将来像

農林水産業と住環境が調和した計画的な地区づくり

○地区の生活像の目標

住む：既存の生活基盤を活かしたゆとりある住み良い快適な暮らしの確保

働く：水産業を中心とした地域産業の確保

動く：都心部・都心周辺部・地域拠点や周辺の生活地区と繋がる道路・交通ネットワークの確保

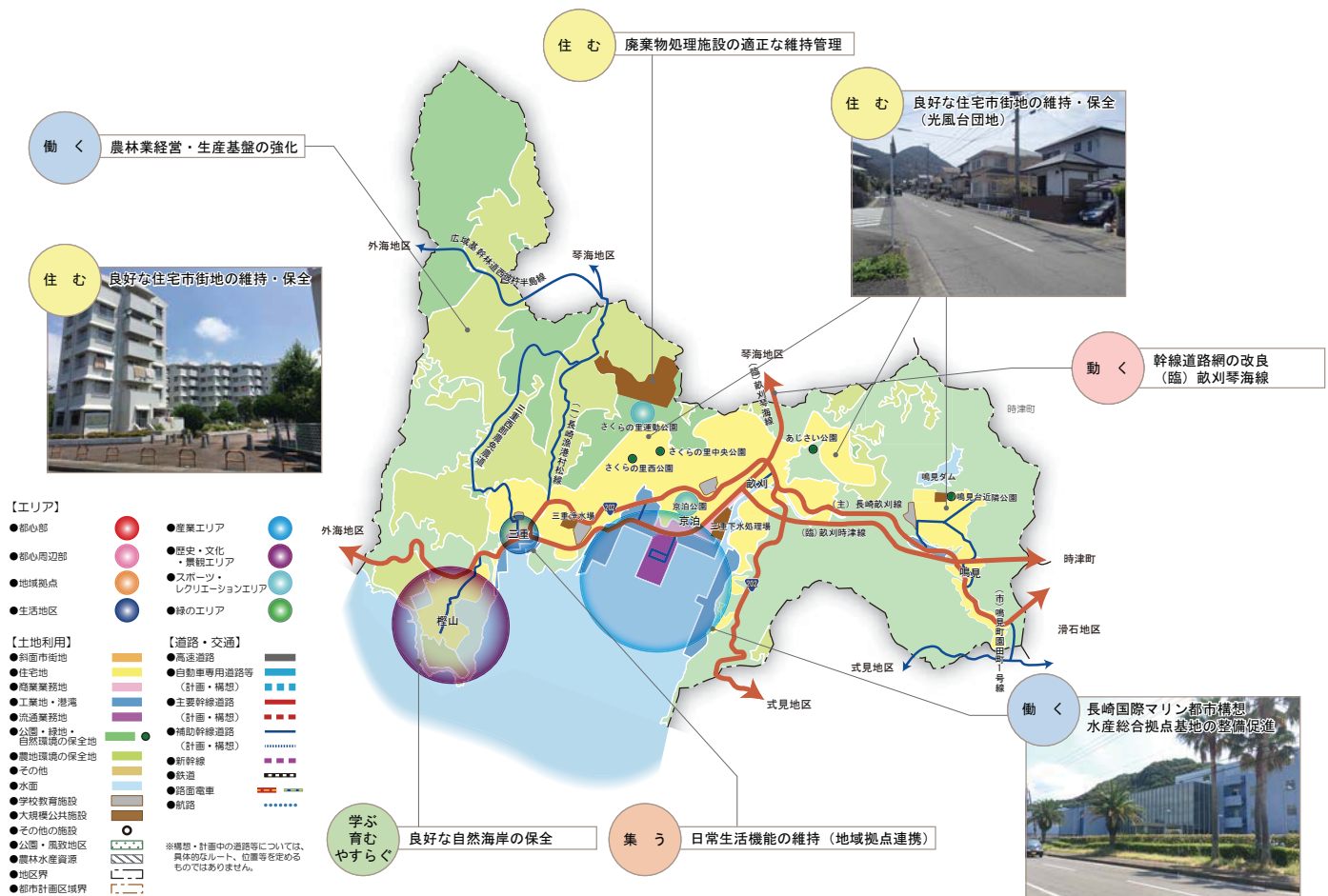
集う：地域コミュニティの中心となる日常生活機能の確保

学ぶ・育む・やすらぐ：豊かな自然環境の保全

○生活像を実現するための地区づくりの方針

住む	■ 良好な住環境を維持・保全する ■ 住み良い生活環境を確保する
働く	■ 雇用の場を確保する ■ 地域産業を確保する
動く	■ 安全で快適な道路を整える ■ 公共交通の利用を高める
集う	■ 地域コミュニティの中心となる日常生活機能を維持する ■ 交流施設を確保する
学ぶ・育む・やすらぐ	■ 良好な景観を誘導する ■ みどり豊かな自然環境を守り育てる ■ 親しみのある水辺環境を創る

地区別構造図



※詳細については、本編（市ホームページに掲載）をご覧ください。

○地区の将来像

農業を中心とした地場産業の振興と安全で快適に定住できる地区づくり

○地区の生活像の目標

住む：既存の生活基盤を活かしたゆとりある住み良い快適な暮らしの確保

働く：農業を中心とした地域産業の確保

動く：広域アクセスの充実と、都心部・都心周辺部・地域拠点や周辺の生活地区と繋がる道路・交通ネットワークの確保

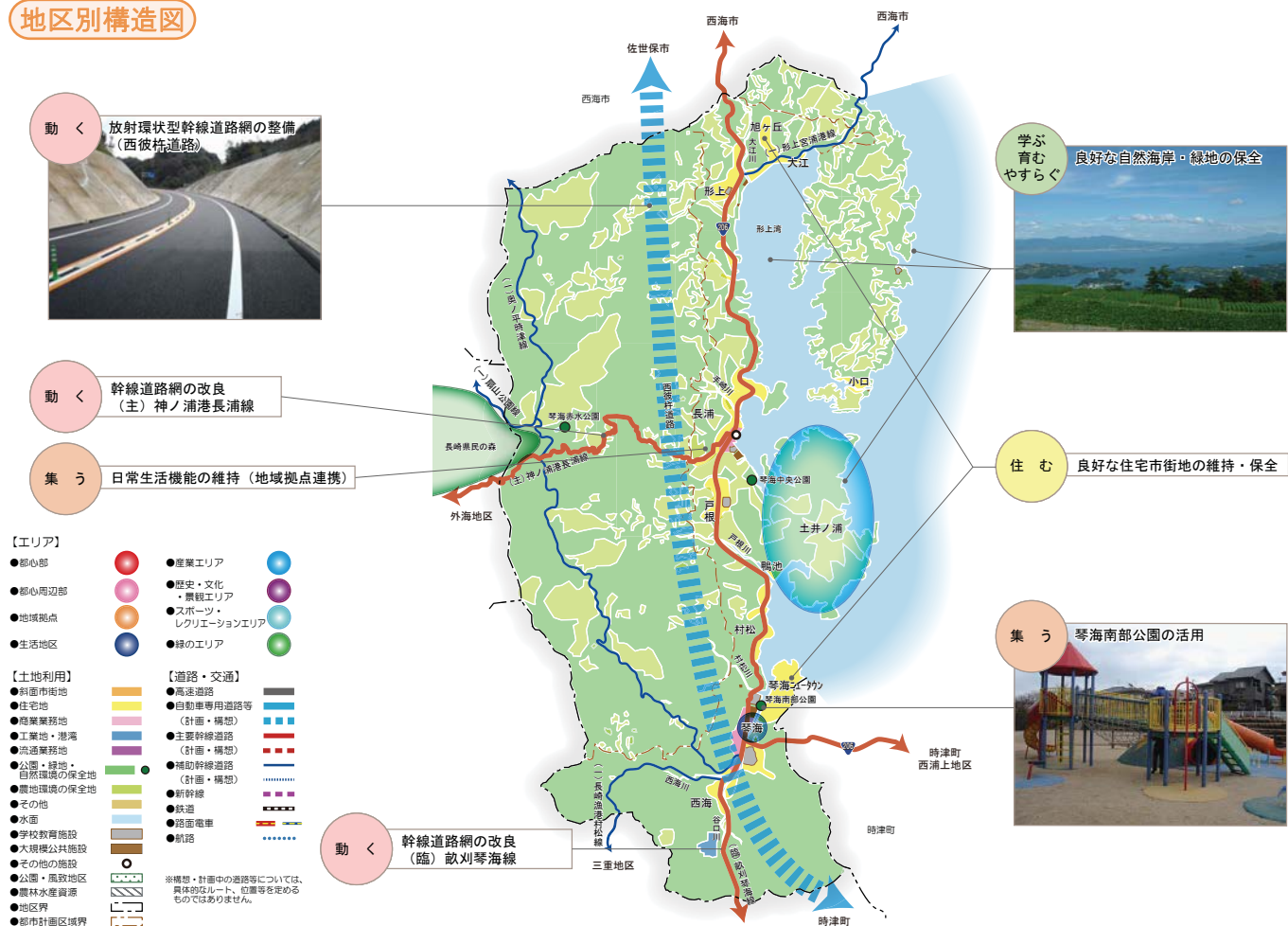
集う：観光による交流の促進と地域コミュニティの中心となる日常生活機能の確保

学ぶ・育む・やすらぐ：豊かな自然環境の保全

○生活像を実現するための地区づくりの方針

住む	■良好な住環境を維持・保全する ■住み良い生活環境を確保する
働く	■雇用の場を確保する ■地域産業を確保する ■産業基盤を確保する
動く	■安全で快適な道路を整える ■公共交通の利用を高める
集う	■地域コミュニティの中心となる日常生活機能を維持する ■観光に磨きをかける ■交流施設を確保する
学ぶ・育む・やすらぐ	■良好な景観を誘導する ■みどり豊かな自然環境を守り育てる

地区別構造図



○地区の将来像

農林水産業の振興と美しい自然と国際色豊かな歴史を活かした地区づくり

○地区の生活像の目標

住む：自然環境と調和した住み良い快適な暮らしの確保

働く：農業・水産業を中心とした地域産業の確保

動く：都心部・都心周辺部・地域拠点や周辺の生活地区と繋がる道路・交通ネットワークの確保

集う：世界遺産候補を中心とした交流の促進と地域コミュニティの中心となる日常生活機能の確保

学ぶ・育む・やすらぐ：豊かな自然環境と歴史的景観の保全、学びの場の確保

○生活像を実現するための地区づくりの方針

住む	■住み良い生活環境を確保する
働く	■地域産業を確保する
動く	■安全で快適な道路を整える ■公共交通の利用を高める
集う	■地域コミュニティの中心となる日常生活機能を維持する ■観光に磨きをかける ■交流施設を確保する
学ぶ・育む・やすらぐ	■良好な景観を誘導する ■みどり豊かな自然環境を守り育てる

地区別構造図



※詳細については、本編（市ホームページに掲載）をご覧ください。

第5章 実現化方策

1 実現に向けた基本的考え方

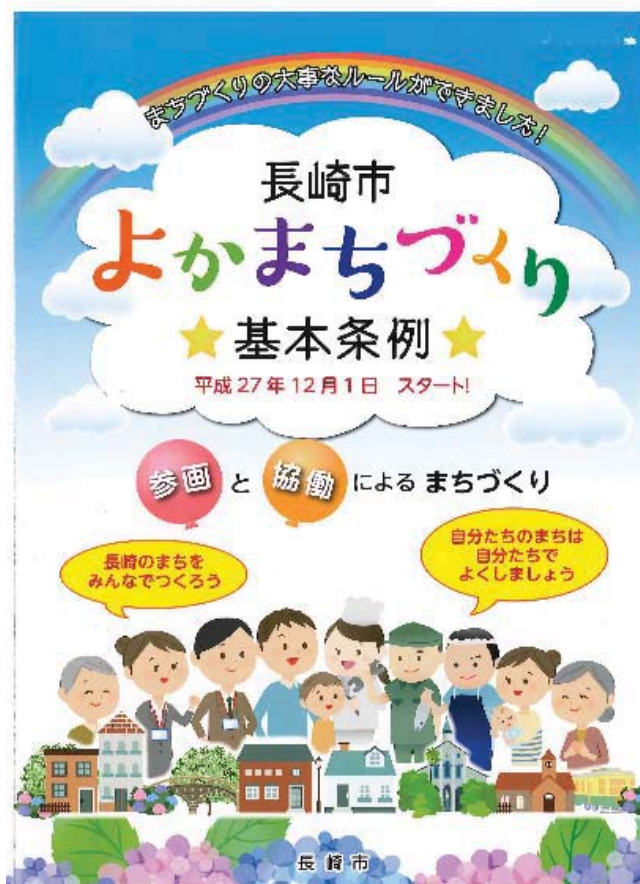
都市計画マスタープランは、将来の長崎市のあるべき姿や都市づくり、地域づくり、地区づくりの方針を示したもので、今後はこれらの方針に基づき実現を図っていく必要があります。

人口減少や少子化、高齢化が進展していくなか、地区固有の課題への対応や地区の特徴を活かした魅力・賑わいづくりには、地区と行政との協働、地区が主体となった取り組みがより重要となってきます。

長崎市では、「市民が自主的・自発的に地域課題の克服に取り組もうとする力」を「市民力」と定義し、これまでも市民がまちづくりに参画し、行政と協働を重ねてきました。

また、平成27年12月には「長崎市よかまちづくり基本条例」を施行し、*市民や議会、行政など、あらゆるまちづくりの担い手が協働して、まちづくりに取り組む機運が高まっています。

今後は、都市計画マスタープランで目指す将来都市構造の実現に向けて、あらゆるまちづくりの担い手が、まちづくりに対する理念や目標を共有するとともに、互いの役割分担と連携のもとに、それぞれの強みを活かしながら、協働のまちづくりを進めていくものとします。



*市民：「長崎市よかまちづくり基本条例」における「市民」の範囲は、住民の皆さんや市内に通勤・通学している方、企業、学校、地域団体、NPO等市民活動団体などで活動されている方を含めています。

2 全市的な都市づくりと地区づくり（地区のまちづくり）の考え方

都市計画マスタープランに基づく都市づくりは、「全市的な都市づくり」と「地区づくり（地区のまちづくり）」の両面から展開していきます。

① 全市的な都市づくり

- ・「集約（コンパクト）」と「連携（ネットワーク）」の視点に立った将来都市構造の実現に向けて、立地適正化計画の策定に取り組みます。
- ・全市的に広い範囲に影響を及ぼす基幹的な都市施設や市街地整備等の施策について、行政が主導的役割を担い、事業として進めます。
- ・都市計画の決定や各種計画を策定する過程において、市民が参画する機会として、公聴会や説明会の開催、パブリックコメントによる意見聴収などを行います。
- ・市固有の都市問題に対しては、法に基づく一定の基準づくりや法の弾力的運用を図るなど、独自のルールづくり、あるいは、新たな法の枠組や制度の創設を国へ働きかけていきます。
- ・これまで、市独自のルールとして、「長崎市景観条例」、「長崎市中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例」、「長崎市空家等対策の推進に関する条例」等を制定し、住環境等に関する市固有の問題への対応に取り組んできており、今後も社会情勢の変化等を踏まえながら、新たなルールづくりに取り組んでいきます。

② 地区づくり（地区のまちづくり）

- ・地区づくりの課題に直面している地域や、自主的な地区づくりの気運のある地域等については、「多様な主体」による地区づくりの機運を継続し、行政は「多様な主体」の一員として、「情報の提供・共有化」や「交流の場の提供」などの役割を担うとともに、市全体の都市づくりの方向性に沿っているかなどの確認を行います。
- ・「協働のまちづくり」を始めるきっかけづくりとして、「長崎市提案型協働事業」の活用や、「長崎市まちづくり団体活動費補助金」、「長崎市景観まちづくり団体活動費補助金」などによる助成を行います。

3 都市づくりのための行政の体制づくり

1) 庁内推進体制の充実

都市計画マスタープランに基づいた施策の実施や住民参加を促進するため、きめ細かな庁内の推進体制の充実に努めます。

① 計画に沿った都市づくりの進行管理を行います

都市計画マスタープランに沿った都市づくりを展開するため、都市計画マスタープランの周知を図ります。さらに、地区レベルの計画作成や事業展開については、都市計画マスタープランとの整合を図るとともに、重点推進プログラムに位置付けられた事業の進捗や市民意識調査による満足度の検証を行うことで、都市づくり全体の進展状況を把握するなど、都市計画マスタープランの進行管理を行います。

② 庁内の横断的体制により地区づくりを支援します

地区づくりにあたっては、庁内関係各課の横断的な体制により支援を行います。

2) 都市づくりのための財源等の確保

都市づくりを推進するためには、一定の財源や公共用地などを確保することが必要です。そのため、限りある市の財源を合理的・効果的かつ計画的に投資するとともに、国・県などの補助・支援制度や民間の活力を十分に活用します。

① 国・県などの補助金制度などの積極的活用と地方の自由度の拡大を要望します

都市づくりに有用な制度を十分活用していくとともに、地方の自由度の拡大により、一層の弾力的・重点的運用が可能となるよう、国・県に対して要望します。

② 公有地などの有効活用を図ります

長崎市、特に都心部、都心周辺部等では、地形的にまとまった用地を確保することが難しい状況ですが、今後、公共施設等の適正配置や複合化などにより発生した土地等について、民間活力を活用しながら、都市づくりの場として有効活用を図る必要があります。

そのため、土地利用転換の見込まれる大規模な敷地については、地区または都市を活性化するための新しい都市機能の誘導を検討すべき場所と考え、土地利用転換の要請を行うなど土地の有効活用に努めます。

③ 自主財源の効果的な活用を図ります

より効率的な投資を行うとともに、基金などの有効活用を図ります。

④ 民間活力の活用を促進します

民間事業者などに対して、都市づくりの目標や方針への積極的な理解を求めるとともに、方針に沿った開発や再開発への誘導を図り、民間活力の活用を促進します。

4 地区づくり推進方策

地区づくりを進める際の主な方策を示します。

① 地区計画

地区計画は、用途地域等の規制・誘導制度と調和を図りながら、地区の特性に応じたきめの細かい地区づくりのルールを定めるものであり、計画策定の段階から、地区住民等の意向を十分に反映することが義務づけられているため、住民参加の地区づくりを目指す最適な方法の一つです。長崎市では平成 28 年 3 月時点で 37 の地区計画を定めています（再開発地区計画を除く）。

市街化区域において、良好な住環境等を保全する必要がある地区では、地区の特性や実情、また地区住民等の意向を十分に踏まえながら、地区計画による地区づくりを推進していきます。

また、市街化調整区域では、生活利便性の高い集落地や幹線道路沿道等において、周辺の土地利用や自然環境との調和を図りつつ、開発や建築を適切に制限または誘導し、良好な集落環境の形成と地域の活力の維持・向上を図ります。

② 市街地開発事業

計画的な市街地形成を図るため、道路、公園等の公共施設の整備と合わせて、土地の利用増進、建築物の整備を一体的に進める事業で、土地区画整理事業や市街地再開発事業などがあります。

長崎市では、長崎駅周辺土地区画整理事業や、新大工町地区、浜町地区の市街地再開発事業が進められています。今後は、中心市街地などの土地の高度利用と機能更新を図る場合は市街地再開発事業の活用、また、既成市街地などで防災上の問題がある市街地環境の改善を図る場合などにおいては、地域住民の意向を踏まえながら、土地区画整理事業の活用を検討します。

③ 都市計画提案制度

都市計画提案制度は、都市計画区域において、土地所有者やまちづくり NPO などが、都市計画の決定または変更を提案できる制度です。長崎市では「長崎市都市計画提案制度手続要綱」を定めており、平成 18 年に都市計画決定された「長崎卸団地地区計画」ではこの制度が活用されました。

「都市計画提案制度に基づく地区計画の提案」などは、協働によるまちづくりを推進する一つの有効な手段として、市民への周知を図るとともに、制度適用の際の庁内の支援体制の構築を進めます。

④ 自主的な地区づくりのルールを活用

地区計画のほかにも、都市計画区域外においても適用できる制度として、住民が自分たちの地区づくりのためにつくる、「建築協定」や「緑地協定」など、自主的な地区づくりのルールを定めることができます。建築協定・緑地協定はそれぞれ4地区で指定されています。

長崎市では、これらのルールづくりの促進に向けて、「長崎市建築協定に関する条例」の周知や、必要な情報の提供、アドバイス等の支援を行っています。

⑤ 小さな拠点づくりの促進

人口減少や高齢化の進行により集落地域等では、住民の生活に必要な生活サービスや機能が維持できなくなっていく恐れがあります。

「小さな拠点」とは、小学校区等、複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスやまちづくり活動の場等を「合わせ技」でつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地区運営の仕組みをつくり、人口が減少しても人々の生活が守られ、地区に住み続けられることをめざす取り組みです。

住民主体で地域の実情に合う「小さな拠点」づくりについて今後検討を進め、地区資源や地区特性を活かした魅力あるまちづくりを進めます。

5 重点推進プログラム

都市計画マスタープランの分野別方針においては、全庁的かつ戦略的に取り組む事業・施策を「重点推進プログラム」として位置づけ、計画期間における積極的な取り組みと早期実現を目指していきます。

◎重点推進プログラム

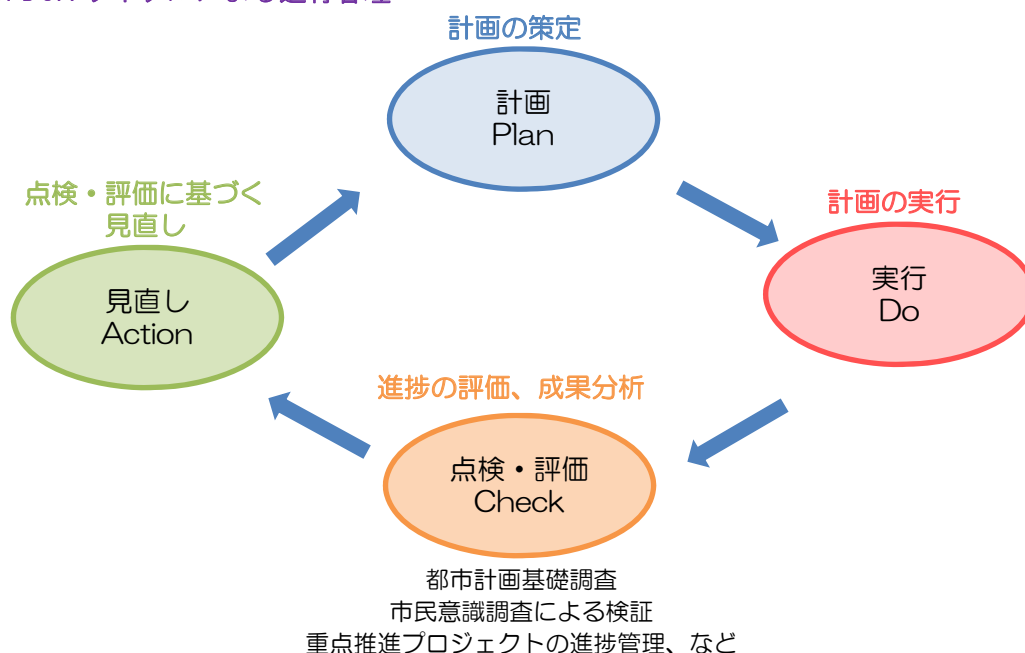
	事業・施策	短期 平成 28～32 年	中期 ～平成 37 年	長期 平成 38 年以降
道路交通	九州新幹線西九州ルート (長崎ルート)			
	JR 長崎本線連続立体交差 事業			
	旭大橋の低床化			
	地域高規格道路 長崎南北幹 線道路・西彼杵道路			
	(都) 大黒町恵美須町線			
	(都) 片淵線			
	(都) 銅座町松が枝町線			
	(都) 新地町稲田町線			
河川	岩原川プロムナードの整備			
	銅座川プロムナードの整備			
	浦上川右岸プロムナードの整備			
その他 都市施設	交流拠点施設の整備			
	新市庁舎の整備			
	新県庁舎の整備			
市街地 整備	長崎駅周辺土地区画整理事業			
	新大工町地区市街地再開発事業			
	浜町地区市街地再開発事業			
都市環境	出島和蘭商館跡地復元整備			
	出島表門橋の整備			
	松が枝観光船ふ頭拡張			

-  平成 28 年～32 年
 平成 28 年～37 年
 平成 28 年～38 年以降

都市計画マスタープランは、現時点における今後の目指すべき都市づくりの方向性やその実現に向けた方針を定めています。しかし、少子化・高齢化の進行や経済活動の低迷、自然災害の多発化など都市を取り巻く社会経済情勢は変化しており、地方分権改革の推進や財政状況の変化などにも柔軟に対応していく必要があります。

このため、重点推進プログラムに基づく事業や施策を戦略的に進める一方で、PDCAサイクルを確立し、適切な評価・検証に基づきながら、都市計画マスタープランがより実効性のあるものとなるよう、必要に応じて見直しを行います。

◎PDCA サイクルによる進行管理



① 経年変化に応じた見直し

概ね5年ごとに実施される国勢調査や都市計画基礎調査の結果などに基づき、人口・世帯数の推移、産業動向、土地利用・開発の動向、重点推進プロジェクトの進捗状況、市民意識調査による検証など様々なデータの更新を行い、これらを根拠とする将来予測を行うとともに、社会経済情勢の変化や市民や来訪者のニーズの動向などを踏まえつつ、必要に応じて見直しを行います。

② 上位計画等の改訂に伴う見直し

本計画は、「長崎市第四次総合計画」や「都市計画区域マスタープラン」などの上位計画に即して策定するもので、これらの上位計画においては、社会経済情勢の変化などに対応するため定期的な見直しが行われます。

特に、国・県や市内との一体性をもった都市づくりを行う上で、必要に応じ上位計画に沿った見直しを行います。

③ 大規模プロジェクト等に伴う見直し

今後、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の開業に伴い、その効果を活かした企業誘致や広域交流・観光など、本市には大きな影響を及ぼすことが予想されます。

こうした大規模プロジェクトの推進等に対応していく必要がある場合に見直しを行います。



長崎市都市計画マスタープラン

平成 28 年 12 月改訂

編集
発行 長崎市都市計画課

TEL 095-829-1169

FAX 095-829-1168

E-mail : toshimasu@city.nagasaki.lg.jp

